

宮島歴史民俗資料館
整備基本計画

令和5年3月
廿日市市教育委員会

目次

第1章 再整備に向けた考え方	1
1.1. 計画策定の背景	1
1.2. 計画策定の経緯	2
1.3. 上位計画、関連計画	5
1.4. 宮島歴史民俗資料館等の概要	9
1.5. 宮島歴史民俗資料館の現状と課題	17
1.6. 宮島伝統産業会館の現状と課題	19
第2章 基本理念	20
2.1. コンセプト	20
2.2. 施設の整備方針	21
2.3. 施設整備による効果	22
第3章 事業計画	23
3.1. 事業の実施方針	23
3.2. 展示事業	24
3.3. 教育普及事業	25
3.4. 交流・サービス事業	26
3.5. 収集保存事業	27
3.6. 調査研究事業	28
第4章 施設計画	29
4.1. 施設整備パターンの検討	29
4.2. 機能配置計画	34
4.3. 伝建地区における配慮事項	47
4.4. 建築計画における参考資料	48
第5章 展示計画	49
5.1. 展開展開の方針	49
5.2. 展示構成	50
第6章 管理運営計画	53
6.1. 管理運営の基本的な考え方	53
6.2. 施設利用条件	55

第7章 事業推進計画	56
7.1. 事業スケジュール.....	56
7.2. 目標入館者数.....	56
7.3. 概算事業費.....	56
7.4. 整備手法の検討.....	57
7.5. 現資料館利活用計画.....	58
7.6. 今後の検討課題.....	59

第1章 再整備に向けた考え方

1.1. 計画策定の背景

(1) 廿日市市の構成

廿日市市は、広島県の西部に位置し、北は島根県、安芸太田町、東は広島市、西は大竹市、山口県に接し、南は瀬戸内海に面している。

沿岸部、内陸部、山間部、島しょ部から構成され、自然に恵まれ、歴史・文化・産業・地域資源の面において多様性を持つとともに、広島市に隣接し、利便性が高く生活環境が充実したまちである。

(2) 廿日市市の歴史文化の特徴と歴史的・文化的資料の継承活用

現在の廿日市市は、昭和63(1988)年に市制を施行し、平成15(2003)年の旧佐伯郡佐伯町、吉和村、平成17(2005)年の大野町、宮島町との合併により誕生した。

廿日市市の歴史文化を象徴的・拠点的に表すのは「宮島と厳島神社(世界遺産と国宝の島)」である。また自然の面からは、瀬戸内海国立公園と西中国山地国立公園が市域の南と北に指定され、文化財の観点からも特徴的・拠点的なゾーンと位置づけられる。

さらに、市域に点在する文化財をつなぐ可能性として、沿岸部を通る西国街道と内陸部に延びる津和野街道がある。

地域の歴史的・文化的資料の多くは、廿日市市郷土資料室、佐伯・吉和・宮島の歴史民俗資料館及び大野民具庫で収蔵・公開されることで継承されてきた。

しかしながら、現在、各施設は老朽化など多くの課題を抱えており、その対応が求められている。

(3) 歴史民俗資料館等再編計画の立案

現在、廿日市市には、佐伯、吉和、宮島の各地域に歴史民俗資料館機能を有する施設が設置されているが、どの施設も、資料の適切な保存管理、施設の老朽化や入館者数減、施設間の連携不足など多くの課題を抱えている。

このような課題を受けて、今後の市内歴史民俗資料館等のあり方を見直す「歴史民俗資料館等再編計画」の検討を令和元年度から着手し、とりまとめを行っている。

1.2. 計画策定の経緯

宮島歴史民俗資料館は、宮島の町衆の生活に根ざした生活用具、生産用具、その他の民具など、失われつつあった貴重な民俗資料と宮島に関わる歴史資料を収集・調査・研究し、後世に残すとともに、これらを展示するために昭和49(1974)年4月に開館した。

それから約30年が経過した平成16(2004)年に「宮島町立宮島歴史民俗資料館基本構想・基本計画」が策定され、その改修計画は、平成17年11月の廿日市市と宮島町の合併に際し策定された「廿日市市・宮島町合併建設計画」に掲載された。

しかし合併後の情勢の変化などにより、観光施設、地域拠点などの施設整備や学校耐震化事業など、優先すべき事業が発生したことから、宮島歴史民俗資料館リニューアル事業は計画期間中に着手するに至らなかった。その後、平成29(2017)年9月、「これからの宮島歴史民俗資料館のあり方について(提言)」が宮島歴史民俗資料館協議会によって提言されたことを受け、資料館リニューアル事業が着手されることとなった。

当初は現在の敷地内でのリニューアルが想定されていたことから、歴史的価値が高い保存民家を恒久的に保存していくための事前調査として、平成30(2018)年度に保存民家破損状況調査を実施した。さらに、令和元(2019)年度から文化財劣化状況調査を行い、代表民家や蔵の歴史的価値について再度確認し、施設の現状を把握した。それら建造物の歴史的価値が再認識されつつある中、令和元(2019)年5月、宮島歴史民俗資料館の保存民家(主屋・蔵/国登録有形文化財)と代表民家(主屋)、展示館A館(土蔵)、そして展示館C館(土蔵)の計4棟について、廿日市市伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物(建築物)の特定に同意し、令和元(2019)年6月13日に特定された。さらに、令和2(2020)年8月には、保存民家土蔵(国登録有形文化財)と中庭に位置する産屋(附属屋)の伝統的建造物(建築物)の特定に同意し、令和3(2021)年2月10日に特定された。

こうした状況変化に加え、宮島歴史民俗資料館だけではなく、市域全体の資料館のあり方を検討する必要があることから、令和元(2019)年8月、市町村合併に伴い市内に点在している5つの資料館等について「歴史民俗資料館等再編計画」の検討が開始された。検討に当たっては、まずは市内歴史民俗資料館等の収蔵資料を把握する必要があるため、廿日市市郷土資料室(宮園小学校、四季が丘中学校)、佐伯歴史民俗資料館、吉和歴史民俗資料館の収蔵資料確認業務を令和2(2020)年6月から開始した。なお、すでに収蔵資料の把握が進んでいる宮島歴史民俗資料館と大野民具庫は対象外とした。

「歴史民俗資料館等再編計画」における宮島歴史民俗資料館の位置づけは、主要館のひとつとして、受け継がれてきた宮島の歴史・文化・民俗を次世代に継承する拠点資料館であり、現在敷地内での建て替えを前提に検討が進められていた。

しかしその後、伝統的建造物の特定を受けたことや中庭の利活用などの課題も整理していく中で、現在の敷地でのリニューアルでは、期待される機能である、十分な展示スペースや温湿度管理、体験学習機能、ミュージアムショップの設置などを確保することが困難となったため、令和2(2020)年9月に、現在敷地に加え、西大西市有地への移転を視野に、廿日市市公共施設マネジメント基本方針や展示内容の充実、魅力向上といった運営面での課題も踏まえ、関連する機能を持つ宮島伝統産業会館との複合化を前提に、整備基本計画を策定することとした。

宮島は、全島が瀬戸内海国立公園、特別史跡及び特別名勝、風致地区に指定され、また、令和3(2021)年8月には周辺地区一帯が廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。計画策定にあたっては、こうした状況に鑑み、国立公園、特別史跡及び特別名勝、重伝建地区に立地する資料館として、まちなみと調和した趣のある建物や修景、運営

面においては、機能の複合化による魅力・集客力の向上、観光施設としての機能強化、地域課題である賑わいづくりや回遊性の促進などの対応・解決に向けた検討が求められるところである。

年月	内容・項目	備考
昭和49年4月	宮島歴史民俗資料館 開館	昭和47年度起工、昭和48年度竣工
平成6年度	宮島歴史民俗資料館 収蔵庫供用開始	H3年度起工、H4年度竣工、 H6年度全館燻蒸、資料搬入
平成16年3月	基本構想・基本計画の策定	
平成16年11月	文化財登録原簿に登録（登録有形文化財）	旧江上家主屋1棟及び蔵1棟
平成17年2月	廿日市市・宮島町合併建設計画への掲載	「歴史民俗資料館のリニューアル」 廿日市市・宮島町合併協議会
平成17年11月	廿日市市と大野町、宮島町が合併	
平成30年度	保存民家破損状況調査	主屋1棟、蔵1棟の調査
平成31年度	文化財劣化状況調査	蔵2棟、代表民家1棟の調査
令和元年6月	廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存計画の策定 伝統的建築物（特定物件）の特定	宮島の一部地域(16.8ha)が伝建地区に決定 資料館の主屋1棟、蔵2棟、代表民家1棟が伝統的建築物（特定物件）に特定
令和元年8月	「歴史民俗資料館等の再編計画」検討開始	
令和2年度	代表民家詳細痕跡調査	
令和2年9月	「巖島美術館」（仮称）の計画断念	
令和3年2月	伝統的建築物（特定物件）の特定	土蔵1棟、産屋（付属屋）1棟が伝統的建築物（特定物件）に特定
令和3年5月	重要伝統的建造物群保存地区に選定	

表 1-1 宮島歴史民俗資料館の開館から建替え計画に至る経緯



図 1-1 宮島歴史民俗資料館と周辺施設の位置図

1.3. 上位計画、関連計画

資料館の整備に際して、関連する廿日市市の上位計画および関連計画について整理する。

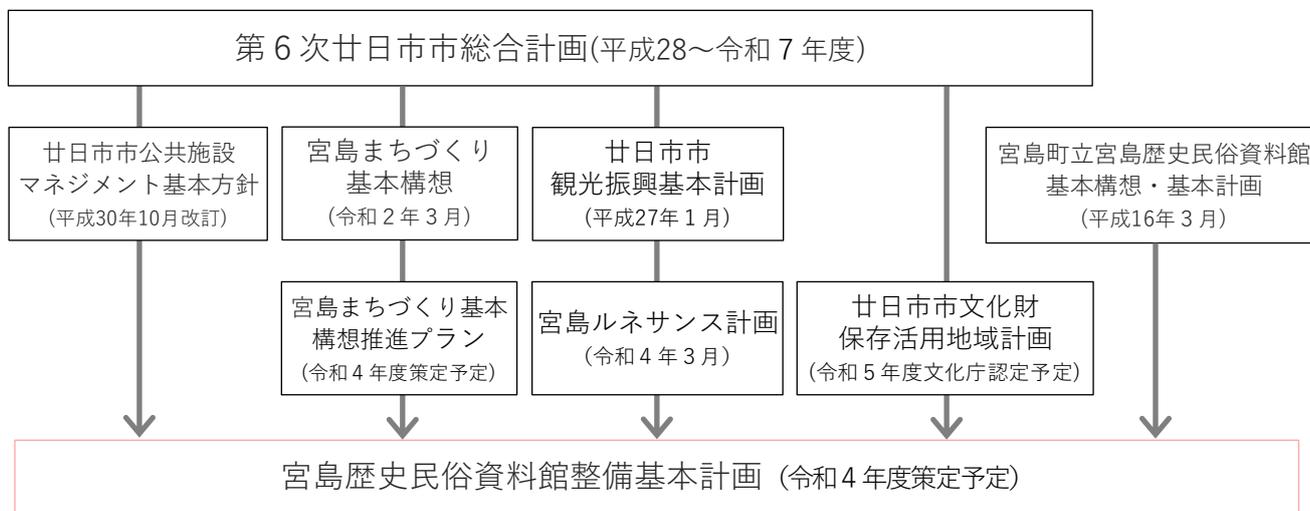


図 1-2 宮島歴史民俗資料館の上位計画、関連計画

(1) 宮島町立宮島歴史民俗資料館基本構想・基本計画(平成16年3月)

開館後30年を迎えたことを機に「宮島を総合的に紹介する情報発信・交流拠点」としての役割を持つ資料館のあり方を検討するものとして策定された。

館の基本テーマを「宮島—その人と歴史を探る」とし、「宮島の人々と暮らしについて歴史、民俗、自然・風土的視点でひもとく」と示されている。

当時、どちらかという交流拠点としての性格が強く、観光施設としての位置づけではなかったことから、想定される主な利用者は町民であった。しかし、資料館が宮島の歴史や文化を総合的に紹介する唯一の施設であることから、観光客も考慮する必要がある旨が示されている。

施設の目指す方向性を「誰もが宮島を知り、宮島を語り、宮島を伝える交流空間」と定め、展示事業、体験学習事業、学習支援事業、その他サービス事業、調査研究事業、収集保存事業の6つの事業を行う計画としていた。

展示の基本テーマを「神秘の島、宮島探検」と定め、「宮島歴史絵巻」として宮島の歴史と文化を扱う常設展示室に加え、宮島についての観光情報を紹介する交流サロン、郷土学習コーナーなどが計画されていた。

また、現在の資料館敷地を活用した施設建替計画も示されているが、保存民家のみ残し、展示館A～Dを撤去し、中庭部分を含めて再構成を行うなど、今日とは前提条件が大きく異なった計画となっている。そのため、今日の条件に合わせた検討を再度行うことが必要となった。

(2) 廿日市市公共施設マネジメント基本方針(平成30年10月改訂)

「廿日市市公共施設マネジメント基本方針」(平成25年6月)を継承しながら、建物の延べ床面積や築年数等の情報を最新のものに更新し、インフラ施設を含めて改訂版として取りまとめた。対象となる期間は平成25(2013)年度から令和34(2052)年度までの40年間である。

現状と課題の分析から、公共施設(建物施設、インフラ施設)の縮減、長寿命化が将来的に取り組むべき課題であるとし、「総量の適正化」「長寿命化等の推進」「効率的かつ効果的な管理運営」の3つの方針をもとに量と質の改革に取り組むこととしている。

建物施設については「残す施設」「残さない施設」の判断をもとにマネジメントを推進することとし、「総延べ床面積の縮減」「機能を重視した再配置」「資産の有効活用」「効率的・効果的な管理運営」「一元的なマネジメント」の5つを方針とし、建物施設の総延べ床面積を現状から10万㎡、約2割を縮減することを目標としている。

本資料館の整備に際しても、この方針に基づき、資料館単独での建て替えだけでなく、関連する機能を持つ施設との複合化の方向性についても検討を行う。

(3) 宮島まちづくり基本構想(令和2年3月)

宮島地域では、急激な高齢化と人口減少によって、平安時代から受け継がれてきた文化や民俗に根差した伝統の消失という問題が発生している。また、人口減少に相反した近年の来島者数の急激な増加は、オーバーツーリズムというこれまでになかった課題も生じさせている。

これらの課題に対処し、先人から受け継いだ宮島を次世代に引き継いでいくため、宮島の普遍的価値を守り継承しようとする「あるべき姿」と心豊かな暮らしを育み創造しようとする「ありたい姿」を明らかにし、まちづくりの理念と基本方針を示すための構想として策定した。

原点となる宮島の姿を「神をいつきまつる島～自然・文化・歴史のいきづく島～」、宮島の未来の姿を「全島博物館：厳島」と設定し、「守り伝える不朽の島づくり」「活かし潤う感動の島づくり」「心豊かに暮らす生活の島づくり」「人々がふれあう交流の島づくり」の4つの基本方針のもと、まちづくりを行うことを示している。

8つのまちづくりの視点、「自然」「文化・歴史」「産業・観光」「生活・教育」「交通」「防災」「福祉・保健・医療」「交流」のうち、宮島歴史民俗資料館に関する施策は「文化・歴史」に位置づけられる。

「文化・歴史」の視点からは、宮島の伝統文化の価値を明確にし、守り伝えることを目標に、宮島の伝統文化の保存伝承とともに、観光や学習の資源として活用を進める施策を行う。

宮島歴史民俗資料館の改築は、世界遺産センター機能の整備や歴史的町並みの保存・再生、町並み交流センターの整備などと並んで施策のうちの一つとして位置づけられ、「歴史的資料や民俗資料を適正に保存するとともに学習、発信する施設としての改築」「保存民家をはじめとする歴史的な建物の保存活用」「貴重な資料を保存する収蔵庫の改修」を取組項目として掲げている。

また歴史民俗資料館の改築事業は、今後10年以内に行う短期目標として位置づけている。

さらに、体験や学習の場となる伝統産業の拠点施設「工芸の里」の整備が文化・歴史の活用に向けた取組として掲げられている。

(4) 廿日市市観光振興基本計画(平成27年1月)

将来に渡って持続可能な観光地として進むべき方向を定め、経済・雇用効果の増大、地域の活性化、ブランド力向上により「住んでよし、訪れてよし」として選ばれる地域を目指す計画として策定し、計画期間は平成27(2015)年4月から令和7(2027)年3月までの10年間である。

計画において宮島が目指すべき姿は、「自然と歴史文化の調和、信仰の島、それを尊重する人々の生活スタイルを継承する“一流の国際観光拠点”」としている。

宮島は、この目標に向けて観光の質的向上を図り、その風土や文化を理解する観光の担い手の定住と人材育成を進め、その取組を通じて宮島のブランド力を高めることにより「一流の国際観光拠点」を目指すのである。

また、宮島以外の諸地域については「地域色豊かな交流地域」を目指すことで、宮島と市内各地域をつなぎ、集客と経済効果を高めることを目指している。

(5) 宮島ルネサンス計画(令和4年3月)

廿日市市では観光振興基本計画に基づく観光施策を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、宮島の観光客数が激減し、観光産業は深刻な影響を受けた。そうした状況下において、宮島の「再生、復興」を目指すため、ポストコロナを見据えた宮島ルネサンス計画が策定された。

世界遺産宮島の自然・文化・歴史などの普遍的価値を活かした「宮島らしい」観光を推進し、持続可能な観光地域づくりのために目指すべき方向性を定めた、令和6(2024)年までのアクションプランを定めている。

キャッチフレーズとして「三方よし 厳島宣言」を掲げ、「Ⅰ 観光客の満足度・快適性向上(観光客よし)」「Ⅱ 自然・歴史の保全・継承(地域環境よし)」「Ⅲ 一体的な観光推進(地域経済よし)」の3つの方針のもと、「1 コロナ後のニーズ変化に対応したコンテンツづくり・情報発信によりいろいろな楽しい宮島を創り出す」等6つの方策を打ち出している。

方策の4「宮島の価値を守り・伝える機能を拡充させることにより、全島博物館構想の実現へ」は、宮島まちづくり基本構想における「全島博物館：厳島」を踏まえたものであり、全島博物館実現化事業として「① デジタルアーカイブ化の推進」「② ガイド機能の拡充」「③ サポーター機能の拡充」を目指している。

(6) 廿日市市文化財保存活用地域計画

廿日市市内の文化財の保存・活用に関するマスタープラン及びアクションプランを示す計画。文化財に関する部門の個別計画は、この廿日市市文化財保存活用地域計画を踏まえて策定する。

(7) 特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画(文化財部門の個別計画)

この『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』は、宮島の文化財的な価値を具体的に構成するものの何か、またそれをどのような方法で保存し、将来にどう継承していくかなどの諸課題について、昭和51(1976)年3月に当時の宮島町教育委員会が策定した『保存管理計画』を、その後の保護対象の拡大や土木建築技術の変化に対応した内容に見直し、平成19(2007)年に広島県教育委員会がまとめたものである。

計画全体は特別史跡・特別名勝・天然記念物の本質的価値を構成する枢要な諸要素と、それらと密接に関わる諸要素から分けられているが、さらに、地区区分として特別保護区(世界遺産登録区域、

第1～4種特別保護地区)、保護地区(世界遺産緩衝地帯、第1～5種保護地区)に区分し、保護管理の基本方針とその方法を記述している。

(8) 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画(文化財部門の個別計画)

この『廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画』は、厳島神社を中心に形成された伝統的な町並みを、市民共有の財産として後世に守り伝えながら、交流や情報発信を通じたまちづくりに活用することにより、住民の生活環境の向上や地域の活性化などを目的とし、そのための方針や手段、基準などを定めたものである。

計画は、保存地区を門前町と総称しながら、西町(社家町)と東町(港湾商業町)に区分する。そして、建造物の特性として町家、社寺、社家の居屋敷と工作物、また環境物件(樹木など)を列記し、伝統的建造物及びこれと一体をなす環境も保全を図るとしている。

1.4. 宮島歴史民俗資料館等の概要

(1) 宮島歴史民俗資料館の概要

宮島歴史民俗資料館は、宮島の町衆の生活に根ざした生活用具、生産用具、その他の民具など失われつつあった貴重な民俗資料だけでなく、全国的に散逸している宮島に関係ある歴史資料も収集・調査・研究し、保存・継承するとともに、これらを展示する目的で、昭和49(1974)年4月に開館した。

施設のうち、保存民家は平成16(2004)年11月29日に登録有形文化財に登録され、保存民家、代表民家、展示館A、Cが令和元(2019)年6月13日に伝統的建造物に特定された。さらに令和3(2021)年2月10日に、保存民家土蔵と付属棟が伝統的建造物に特定されている。

場所	広島県廿日市市宮島町57
建設・開館 ・工事費	起工：昭和47(1972)年9月2日、竣工：昭和48(1973)年10月22日 開館：昭和49(1974)年4月26日、工事費：102,077千円
施設規模	敷地面積：1,564㎡、建築面積：828.81㎡、延床面積：1,261.81㎡
建物構成・構造	保存民家（登録有形文化財）：木造平屋一部2階、展示館A：土蔵2階 展示館B：木造1階、展示館C：土蔵1階 展示館D：揚げ床RC造、鉄骨造2階、代表民家：木造1階
登録有形文化財 登録及び伝統的 建造物特定	保存民家（登録有形文化財）：平成16(2004)年11月29日 保存民家、代表民家、展示館A、C（伝統的建造物）：令和元(2019)年6月13日 保存民家土蔵、附属棟（伝統的建造物）：令和3(2021)年2月10日
管理運営形態	直営（受付及び清掃管理はシルバー人材委託）
職員体制	館長（任期付）1、主任（学芸員）1、 会計年度任用職員（ふるさと、研究員、事務補助）3、非常勤特別職1 合計 6
利用料金	65歳以上：150円、一般：300円、高校生以上：170円、小中学生：無料
展示	保存民家：江上家の人々の生活道具等 展示館A：壺、釜、鋸、農機具、石臼、蒸し器などの民具約200点 展示館B：宮島の年中行事に関する写真パネル、関係用具、模型等約70点 展示館C：江戸時代から続く宮島の木工関係の資料約160点 展示館D：1階 厳島神社と平清盛、2階 江戸時代以降の歴史資料、考古資料約300点 代表民家：宮島の典型的な町家の再現展示 企画展示：年2回程度
駐車場・ 資機材仮置場	隣接市有地 地番：宮島町字大西 43、44、45 面積：115,87㎡

表 1-2 宮島歴史民俗資料館の概要



図 1-3 宮島歴史民俗資料館の現況

宮島歴史民俗資料館 平面図

「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区」内の伝統的建築物(資料館)

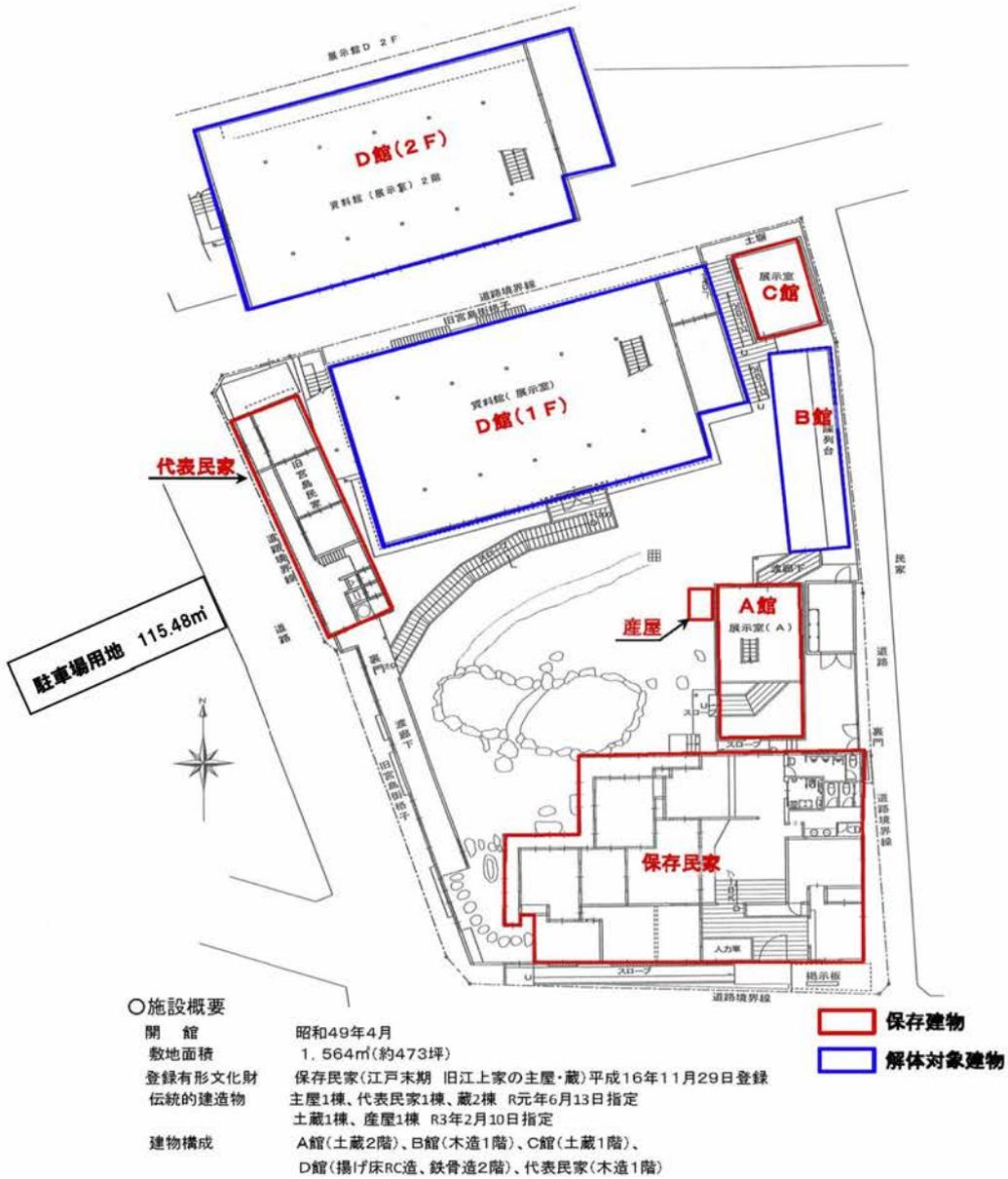


図 1-4 宮島歴史民俗資料館の平面図

(2) 宮島歴史民俗資料館収蔵庫の概要

宮島歴史民俗資料館収蔵庫は、資料館から約300m離れた敷地に平成3(1991)年3月に起工し、平成6(1994)年度に全館燻蒸を実施し、資料搬入を行った。

場所	広島県廿日市市宮島町161
建設・使用開始	起工：平成3(1991)年3月、竣工：平成4(1992)年12月 資料搬入：平成6(1994)年度 全館燻蒸実施後、資料搬入
施設規模	敷地面積：645.92㎡、建築面積：346.90㎡、延床面積：891.42㎡
建物構成・構造	地下1階地上2階建 RC造(新耐震)
機械・電気設備	エレベーター1基、高圧受電
資料の温湿度管理	地下1階一般収蔵庫及び1階書庫は除湿器による温度管理 2館の一般及び特別収蔵庫は専用空調機による温湿度管理(24時間空調)
階層別構成	地下1階：一般収蔵庫、燻蒸庫、空調機械室、電気室、荷解場、サービスエリア、倉庫 地上1階：書庫、資料室、学芸員室、会議室(現在は文書庫として活用)、給湯室 地上2階：一般収蔵庫、特別収蔵庫、倉庫 ※書庫、各収蔵庫は収蔵庫扉

表 1-3 宮島歴史民俗資料館収蔵庫の概要



図 1-5 宮島歴史民俗資料館収蔵庫の現況

(3) 宮島伝統産業会館の概要

宮島伝統産業会館は、宮島栈橋東側に位置し、宮島の伝統的工芸品に関する産業振興と体験学習を通じた観光振興を目的として、昭和55(1980)年4月に建築（S造4階建）され、平成20(2008)年4月にリニューアルオープンした施設である。また、関連事業として、後継者育成事業、伝統工芸品普及事業を実施している。

管理運営については、市から委託を受け宮島細工協同組合が行っている。

場所	広島県廿日市市宮島町1165-9
建設・使用開始	竣工：昭和55(1980)年4月 リニューアルオープン：平成20(2008)年4月
施設規模	敷地面積：267㎡、建築面積：210㎡、延床面積：675㎡
建物構成・構造	地上4階建 S造（旧耐震）
階層別構成	1階：宮島細工の展示販売、事務室、機械作業室、トイレ 別棟：鍛冶場 2階：もみじ饅頭手焼き体験、準備室、ロクロ作業場、トイレ 3階：杓子づくり体験、宮島彫り体験、トイレ 4階：資材置き場、木材乾燥室

表 1-4 宮島伝統産業会館の概要

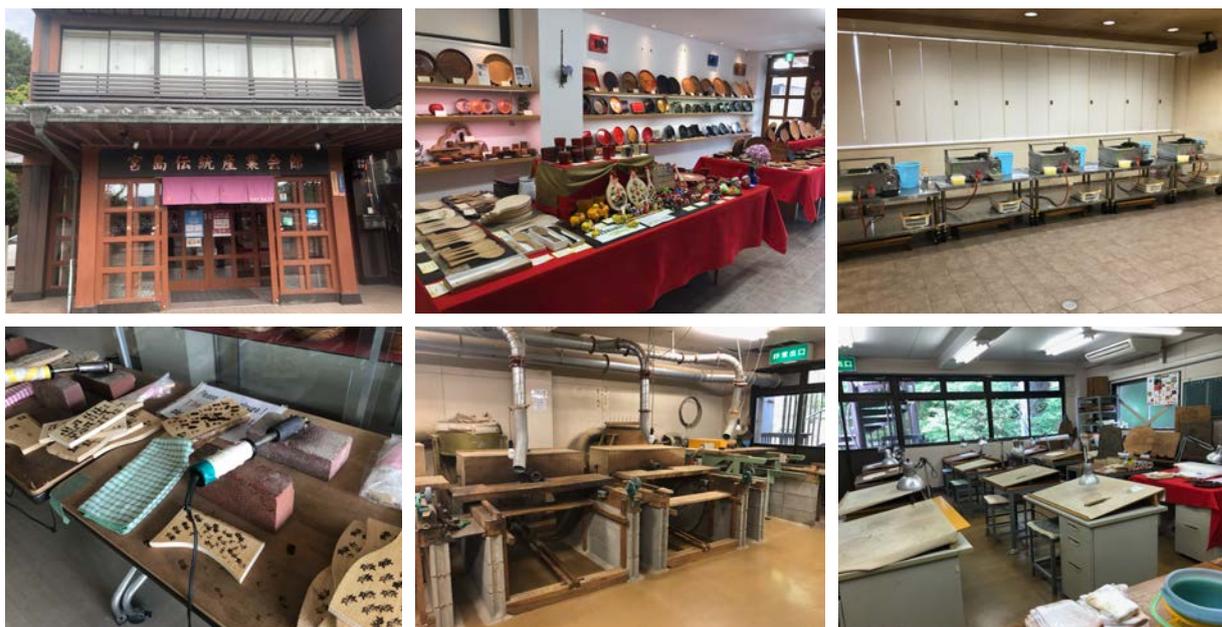
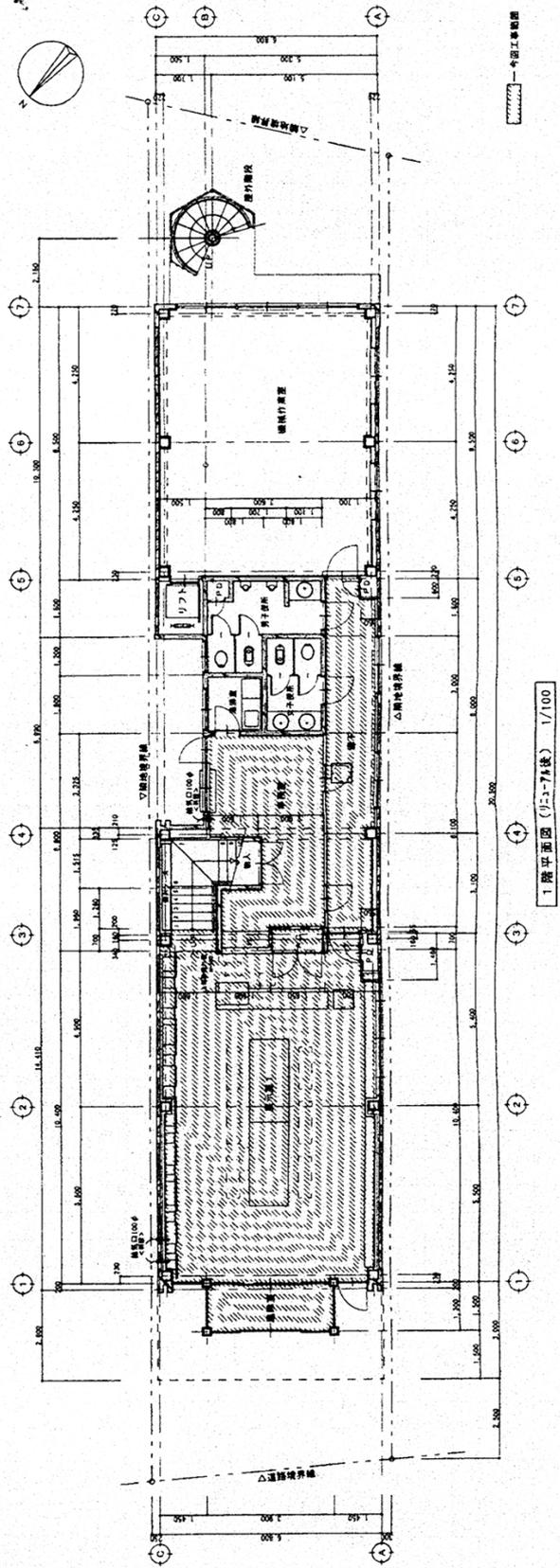
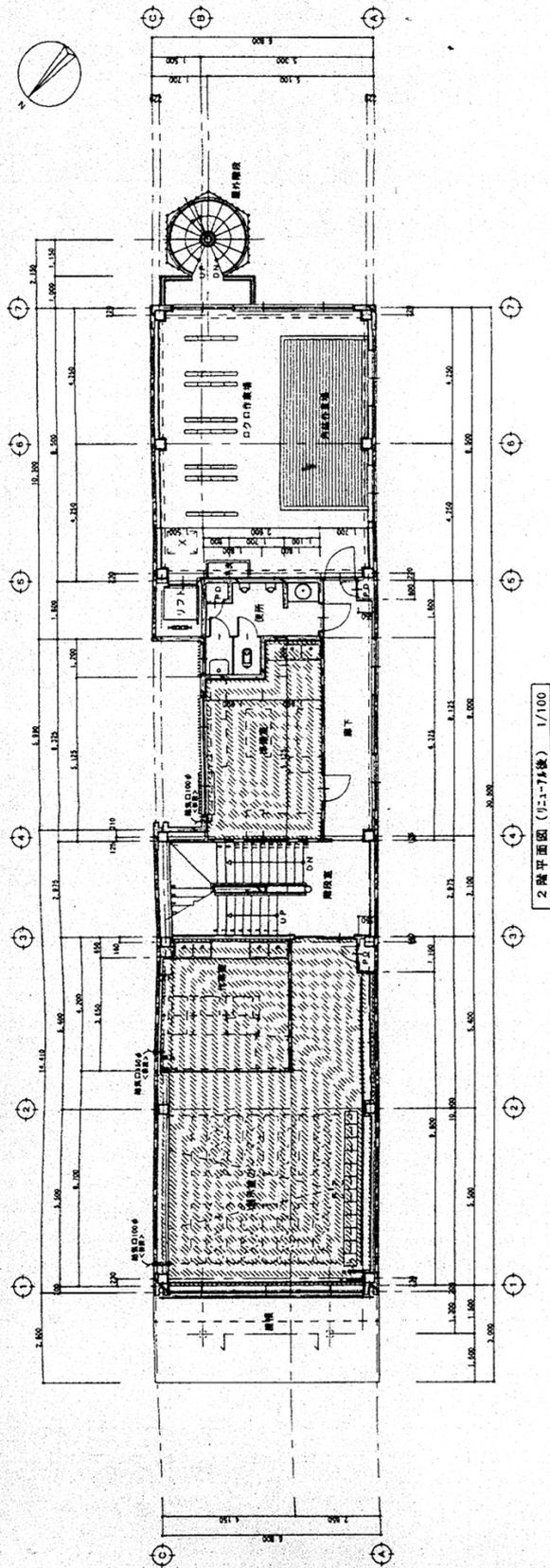
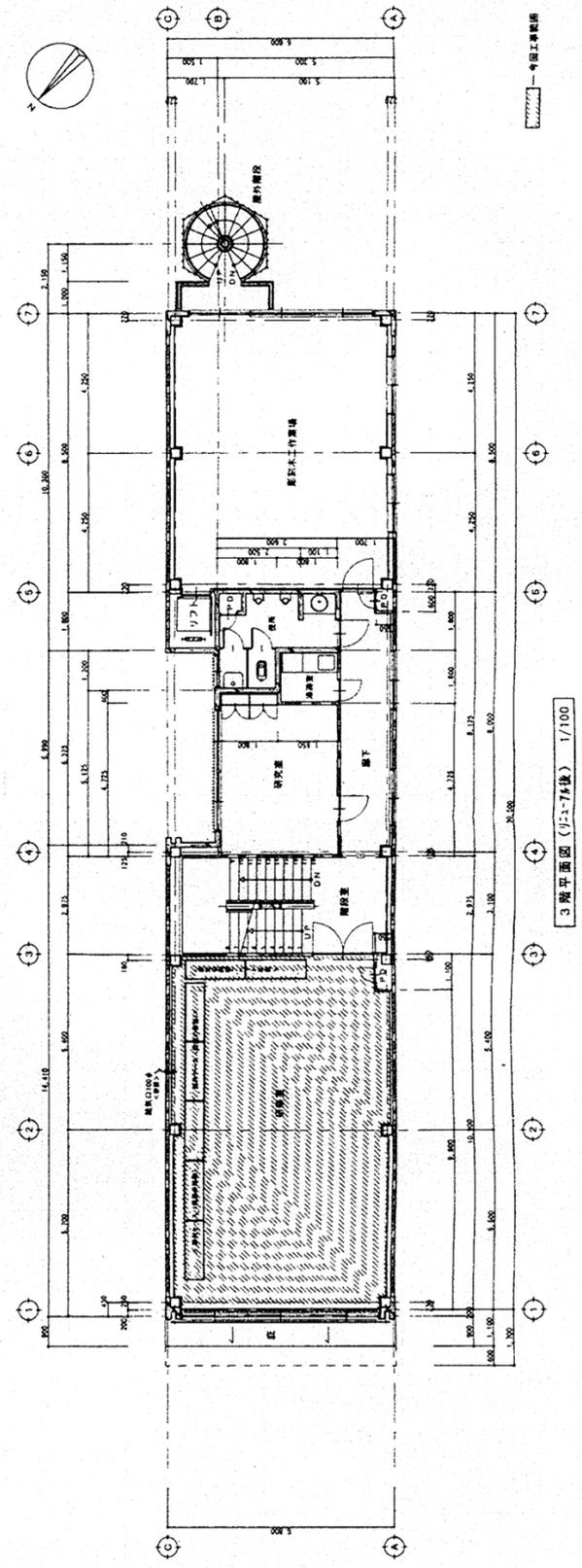
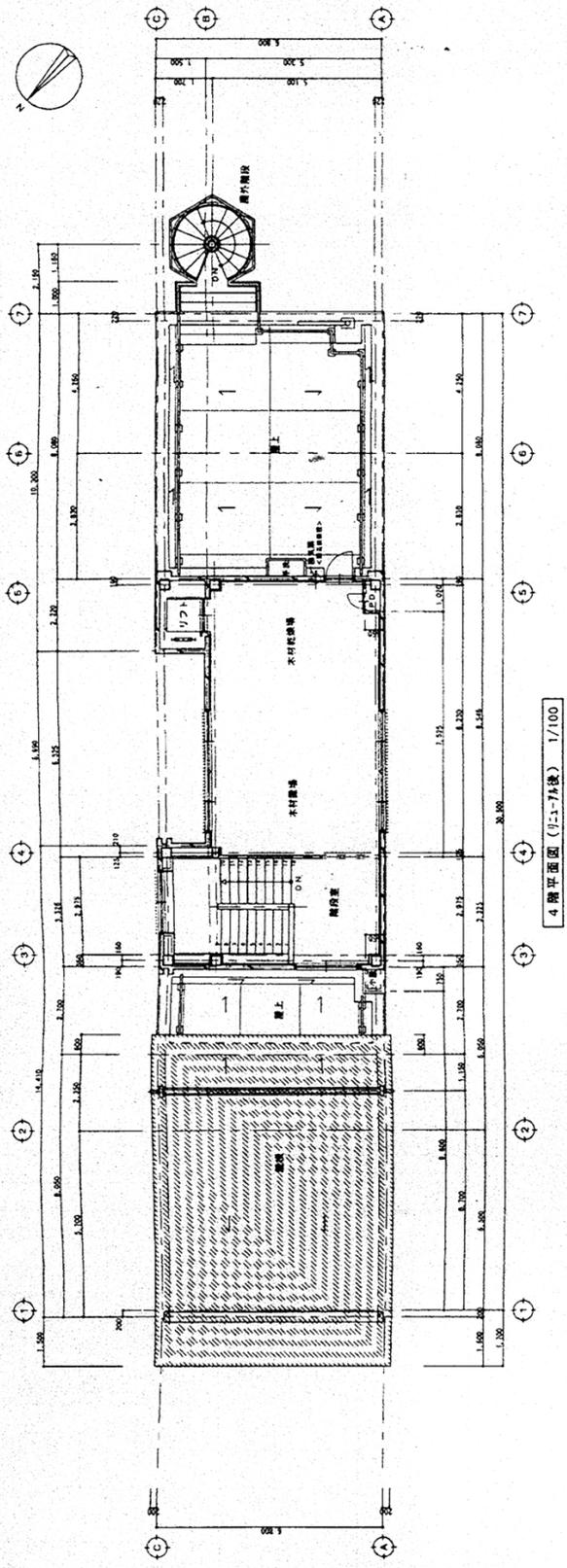


図 1-6 宮島伝統産業会館の現況

宮島伝統産業会館 平面図



宮島伝統産業会館 平面図



— 今回工事範囲

(4) 施設の利用状況

宮島歴史民俗資料館の入館者数は開館以降、概ね2万人から3万人程度で推移してきた。

昭和50年代後半は3万5千人から3万8千人であったが、その後増減を繰り返し、平成16(2004)年度以降は減少に転じている。大河ドラマ『平清盛』の放映に合わせ、平成23(2011)年度から平成24(2012)年度にかけて展示館Dを「平清盛館」としたことで、平成24(2012)年度の入館者数は17万人を超えた。

しかしその後は2万人前後で推移し、コロナ禍によって観光客が大幅に減少した令和2(2020)年度以降は、入館者数1万人を下回る状況になっている。

入館者の内訳を見ると大半が大人の個人客であり、全体の6割程度を占めている。一方小人の入館者は個人・団体客合わせて1割程度であり、若年層の利用が低調であることが読み取れる。

また、宮島の教育旅行入館者数を施設別に見ると、宮島水族館や宮島伝統産業会館と比較し、歴史民俗資料館の入館者数が極端に少ないことが読み取れる。

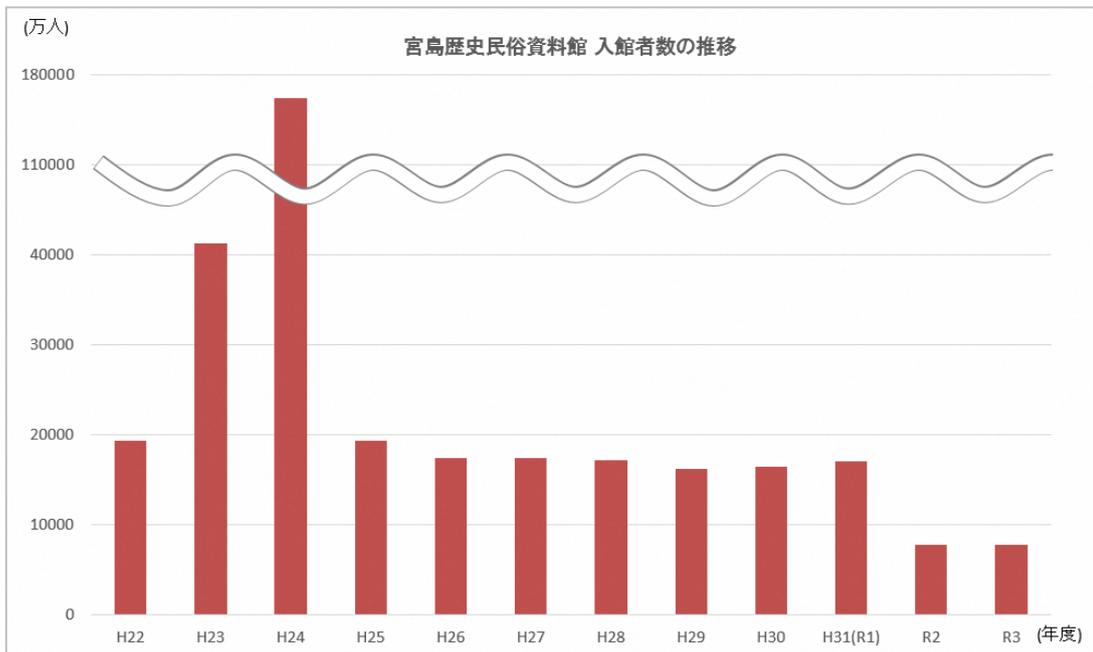


表 1-5 宮島歴史民俗資料館 入館者数の推移(1)

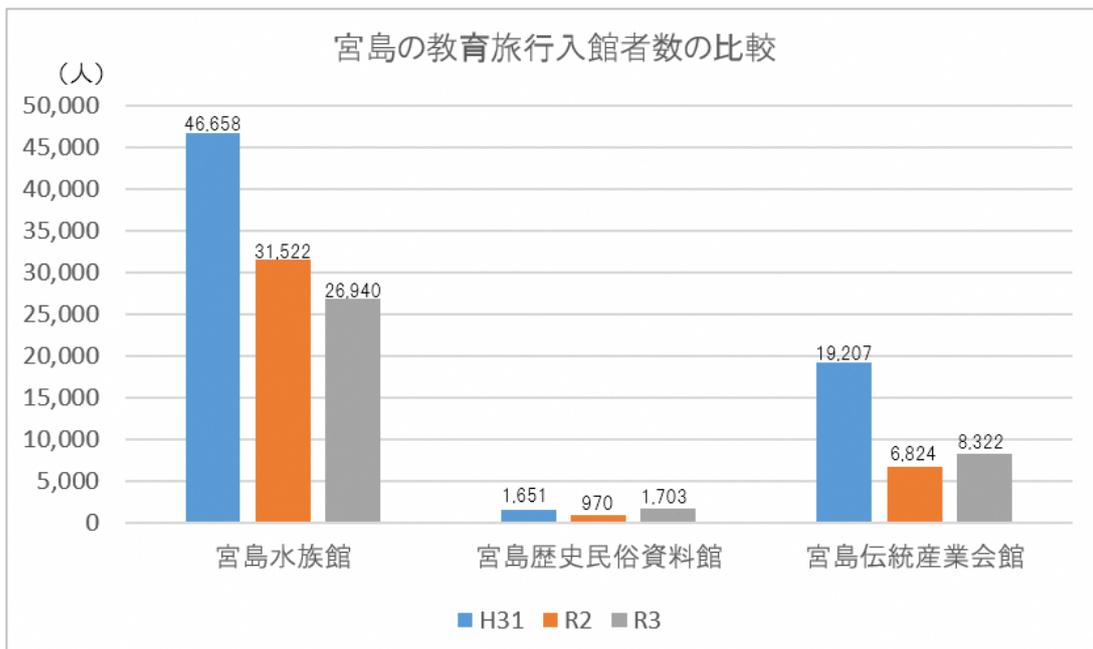


表 1-6 宮島の教育旅行入館者数の比較

宮島歴史民俗資料館 年度別入館者数

年度	大人			小人		その他	合計	来島者数 (4月～3月)	入館者数 /来島者数
	個人	団体	高齢者	個人	団体				
昭和49	10,204	1,354		957	1,245		13,760	2,123,640	0.00647944
昭和50	13,980	1,525		1,906	2,468		19,879	2,354,531	0.00844287
昭和51	14,137	1,770		3,098	2,673	1,002	22,680	1,996,242	0.01136135
昭和52	13,986	1,456		2,102	3,309	1,505	22,358	2,011,437	0.01111544
昭和53	14,776	1,121		2,113	4,425	1,601	24,036	2,004,450	0.01199132
昭和54	15,538	959		1,816	6,865	1,441	26,619	2,072,050	0.01284670
昭和55	16,593	1,570		2,751	12,534	1,820	35,268	2,213,208	0.01593524
昭和56	17,923	1,091		2,797	13,593	3,458	38,862	2,656,892	0.01462686
昭和57	16,924	1,217		3,800	12,658	2,467	37,066	2,517,747	0.01472189
昭和58	14,585	1,429		2,463	13,702	2,105	34,284	2,473,136	0.01386256
昭和59	16,695	1,874		2,645	14,109	2,560	37,883	2,503,602	0.01513140
昭和60	15,929	1,997		1,635	11,658	1,169	32,388	2,497,919	0.01296599
昭和61	16,637	1,572	11	2,018	9,605	1,892	31,735	2,583,674	0.01228290
昭和62	13,586	5,864	248	1,052	10,877	1,583	33,210	2,702,808	0.01228722
昭和63	14,880	853	25	1,475	8,672	1,348	27,253	2,693,218	0.01011912
平成1	16,744	1,244	118	1,518	9,304	1,506	30,434	2,852,362	0.01066975
平成2	18,421	1,377	225	1,620	7,625	2,019	31,287	2,861,777	0.01093272
平成3	15,939	777	120	1,321	8,468	1,745	28,370	2,704,795	0.01048878
平成4	14,985	1,735	93	1,108	7,746	2,168	27,835	2,655,822	0.01048075
平成5	16,517	3,073	104	1,268	7,692	1,858	30,512	2,745,847	0.01111205
平成6	13,815	2,543	326	887	8,523	1,345	27,439	2,952,720	0.00929279
平成7	15,234	1,999	158	1,103	5,655	2,214	26,363	2,955,245	0.00892075
平成8	16,334	2,289	394	1,082	8,059	666	28,824	3,013,630	0.00956455
平成9	15,971	1,240	305	1,257	6,123	775	25,671	3,035,911	0.00845578
平成10	13,958	1,311	56	926	5,066	1,059	22,376	2,609,615	0.00857444
平成11	11,920	1,607	84	819	5,191	900	20,521	2,469,794	0.00830879
平成12	12,739	3,804	111	878	4,661	1,016	23,209	2,404,675	0.00965162
平成13	10,340	2,856	54	575	3,734	1,341	18,900	2,461,525	0.00767817
平成14	12,433	4,871	51	1,003	3,069	2,164	23,591	2,641,322	0.00893151
平成15	13,799	5,505	24	1,189	3,045	2,299	25,861	2,697,190	0.00958813
平成16	12,454	5,069	24	1,081	3,314	2,405	24,347	2,532,974	0.00961202
平成17	12,874	4,268	134	1,135	2,637	1,789	22,837	2,719,475	0.00839758
平成18	12,877	3,470	263	1,234	2,711	883	21,438	2,893,532	0.00740894
平成19	13,431	2,992	227	1,162	2,721	754	21,287	3,140,905	0.00677735
平成20	13,045	3,432	189	1,177	1,781	667	20,291	3,428,547	0.00591825
平成21	10,650	2,948	193	901	2,752	767	18,211	3,464,546	0.00525639
平成22	11,791	2,817	162	1,598	2,245	751	19,364	3,372,462	0.00574180
平成23	21,717	8,959	3,887	2,622	2,104	1,949	41,238	3,798,843	0.01085541
平成24	79,790	46,791	27,383	9,510	3,567	5,264	172,305	4,089,142	0.04213720
平成25	15,120	409	643	1,279	1,037	875	19,363	4,064,587	0.00476383
平成26	12,526	922	675	1,035	1,417	813	17,388	3,863,033	0.00450113
平成27	13,080	515	860	1,066	1,022	934	17,477	4,067,061	0.00429721
平成28	13,041	298	845	1,085	1,048	824	17,141	4,359,167	0.00393217
平成29	12,362	241	933	1,087	729	840	16,192	4,576,207	0.00353830
平成30	11,373	452	1,112	914	1,064	1,507	16,422	4,363,939	0.00376311
令和1	11,417	192	1,203	748	388	3,065	17,013	4,359,912	0.00390214
令和2	5,342	33	468	108	20	1,843	7,814	1,822,906	0.00428656
令和3	4,641	35	497	127	53	2,430	7,783	1,957,964	0.00397505
計	733,053	145,726	42205	77051	252,964	75,386	1,326,385		

※昭和49(1974)年の開館以降の予算・組織体制・施設整備については、参考資料を参照のこと

表 1-7 宮島歴史民俗資料館 入館者数の推移(2)

1.5. 宮島歴史民俗資料館の現状と課題

(1) 建築

現存する保存民家などの建物を活用した資料館であることから、耐震性能の確保や、バリアフリー化、ユニバーサルデザインへの配慮は当然にない。また、昭和49(1974)年の開館に合わせて整備した展示館B館及びD館は、旧耐震基準の建物である上に、建築から約50年近くが経過しており、一連の施設全体において老朽化が著しい。さらには、経年により収蔵資料も増加し、その保管場所や展示面積に不足が生じている状況にある。

今後も博物館施設として運営を行っていくためには、耐震性能の確保や、バリアフリー化、ユニバーサルデザインへの対応に加え、宮島の歴史を系統的に展示することで、理解促進や魅力増進に繋がる展示を行うことができるよう、施設内に保管場所を確保するほか、展示面積を拡大することが必要である。

(2) 周囲の景観への配慮

保存民家は国登録有形文化財に登録され、また、展示館A、展示館C、代表民家及び産屋(付属屋)は伝統的建造物として特定されており、いずれも文化財的な価値が高い。また、資料館西側道路沿いの連絡通路外側については、宮島町家を部分移築したものであり、当時としては先駆的な修景事業として一定の評価を得ている。昭和49(1974)年の資料館開館時に新築された展示館B、展示館Dについては、文化財的価値はないものの、既存施設及び周囲の景観に配慮し、これら施設との景観的調和を図った施設となっている。また、当該敷地は、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区となっている。

宮島は全島が、自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園、文化財保護法に基づく特別史跡及び特別名勝、及び都市計画法に基づく風致地区に指定されており、建物を建築するなどの行為に関しては、これら法に基づいて厳しく規制を受ける地域であり、夫々の法律に基づく許認可を取得する必要がある。新資料館の整備にあたっては、周辺景観への配慮は、特に慎重に検討する必要がある。

(3) 公共施設マネジメント基本方針への対応

公共施設マネジメント基本方針は、将来の公共施設の在り方について、総延べ床面積の縮減や機能を重視した再配置など、5つの方針を示している。新資料館の建て替えにあたっては、この方針に整合を図ることは勿論のことであるが、現資料館には、保存を必要とする国登録有形文化財登録建物、及び伝統的建造物特定建物が存在し、新資料館を現敷地内で建替るには、事業敷地の制約を受けることとなり、西大西市有地での非現地建替では、管理施設、管理経費共に増加することとなる。

しかし、資料館は、「(1) 建築」で示した課題を抱えており、これを解決するためには、床面積の増加は避けられない状況にあるため、機能を重視した再配置や一元的なマネジメントの観点から、島内にある既存施設との複合化などについての検討や、効率的・効果的な管理運営の観点から、管理運営方式、集客性・収益性の向上が見込める展示構成など、複層的な検討による計画策定が必要である。

(4) 収蔵環境

現有の所蔵資料は、現資料館から約300m離れた資料館収蔵庫に収蔵・保管し、資料管理や企画展示など必要に応じて資料の運搬を行っている。また、他館から資料を借用することもあり、その際には、特に厳重な管理が必要とされる。現在の収蔵庫は、所蔵資料の増加や収蔵物と収蔵什器の不一致によって保管スペースに不足が生じている状態にある。

貴重な歴史資料を適正に収蔵・管理するためには、収蔵から展示までを一つの導線で行える環境が必要であり、また、今後増加する資料の保管場所の確保も必要とされる。

(5) 展示環境

展示室および展示ケースが外気、外界と遮断できていないことから、展示室内の温湿度管理、IPM(包括的有害生物管理)が困難であり、企画展などで他館や個人に資料を借用することができない現状がある。現在展示している館所蔵資料についても、褪色・汚損などの状況がみられる。

また、現在の収蔵資料が約3万点近くあるものの、展示できている資料数は約1,000点と、収蔵資料全体の約3%にとどまっている。展示の恒常化を防ぐためにも、新たに十分なスペースの企画展示室を設け、所蔵資料を活かした展示ができる場を確保することが重要となる。

(6) 展示内容

昭和49(1974)年の開館以来、全面的な展示改装を行っておらず、展示が恒常化している。さらに現在は展示館ごとにテーマが分かれているため、宮島全体の歴史の流れを理解することが難しい状況にある。

また、大河ドラマに合わせてリニューアルされた展示館Dにはシアターコーナーが設置され、平清盛と厳島神社に関する映像の放映を行っているが、その他にデジタルコンテンツがないため、特に若年層への訴求力が不足している。

宮島の歴史と文化を誰にでも楽しくかりやすく伝える展示とともに、体験、体感性を重視したデジタルコンテンツの導入検討が必要である。

(7) 企画展示スペース

企画展示室として単独のスペースを持たないことから、企画展を開催する際は常設展示を一部撤去する必要が生じている。現在の方法は運営負荷も高く、企画展による集客が図りづらいため、リピート利用を促しづらい。

集客力のある企画展を計画的に開催するためには、それなりの規模をもった企画展示室の確保が必要である。

(8) 教育普及・交流スペース

現在の宮島歴史民俗資料館には講演会やワークショップ、体験学習ができるスペースがなく、発展的・継続的な学習機会の提供が困難であり、市民の利用や教育旅行が少ない。また、ミュージアムショップ、カフェや公共トイレもないため、気軽な憩いの場、にぎわいの場としての利用機会の創出も難しい状況にある。

講演会やワークショップの開催や体験学習などを通じて、市民や教育旅行者が気軽に訪れ、学習できる環境整備とともに、憩いの場、にぎわいの場としてのミュージアムショップ、カフェや公共トイレの設置が必要である。

(9) 運営

宮島歴史民俗資料館は平成24(2014)年度以降、入館者数の減少が続き、コロナ禍となった令和2(2020)年度以降は1万人を下回っている。資料館はその収入の多くを入館料によって得ていることから、入館者数の減少が収入の減少に直結する点も課題となっている。ミュージアムショップの設置と充実した商品構成、宮島に関する書籍・刊行物や魅力と特色あるオリジナルグッズ等の販売による収入増の検討も必要である。

資料館では多くの文字資料や宮島に関連する絵図、屏風などを所蔵しているが、それを十分に活かすことのできる施設・組織体制になっていない。展示環境の整備とともに継続的、安定的に事業活動が実施できる管理運営方式の検討が必要である。

1.6. 宮島伝統産業会館の現状と課題

(1) 建築

昭和55(1980)年の開館から約45年近くが経過し、施設の老朽化が著しい上に、旧耐震基準の建物であるため耐震性に乏しく、加えて、前面道路が緊急避難道路に指定されていることから、建物の安全性確保など、早期の対応が求められている現状にある。しかし、将来的にも単独の施設として維持していくことは、市の公共施設マネジメント基本方針との整合を図ることが難しく、類似あるいは関連施設との複合化などの検討が必要である。

(2) 教育普及・交流スペース

宮島細工の始まりは江戸時代の終わり頃にさかのぼり、巖島神社建設のために、鎌倉・京都から宮大工や指物師が招かれ、その技術の流れをくむのが現在の宮島細工であるが、こうした歴史を伝えるスペースがないため、体験だけに終わり、宮島細工の歴史の流れを理解することが難しい状況にある。古くから伝わる匠の技を後世に引き継ぐためにも、体験だけでなく、歴史を伝えることが必要である。

(3) 展示

宮島細工の製品展示は一部行っているものの、昭和55年(1980)年の開館以来、展示改装を行っておらず、展示内容が恒常化している。宮島細工の歴史や魅力を伝えるためには、材料や加工工程等も含めて展示することが必要である。また、これにより販売促進にも努める必要がある。

(4) 運営

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前は、体験事業で約3万人、売店事業で約1万人の利用があったが、コロナ禍においては、教育旅行の減少などにより1万人を下回った。

現在、回復傾向にはあるものの、運営経費の財源となっている体験学習の体験料や売店の売り上げ収入が減収し、運営を苦しめている。

今後の安定的な経営に向けては、教育旅行の回復が特に必要と考えるが、教育旅行への対応をより充実させるには体験学習だけでなく、伝統工芸の歴史を学習する場の提供などができる施設とすることが必要である。

第2章 基本理念

2.1. コンセプト

受け継がれてきた宮島の歴史・文化の魅力を 幅広く発信し、次世代に継承する拠点施設

「宮島まちづくり基本構想」に示されるとおり、宮島の人口は年々減少し、高齢化の進展も著しい。一方、コロナ禍によって減少はしたものの、宮島への観光目的での来島者は一貫して増加傾向にある。

そうした状況下において、宮島がこれまで育んできた歴史・文化の魅力と価値、及びこの価値を守り伝えてきた人々の「島をいつくしむ想い」を次世代へと引き継いでいくためには、廿日市市民のみならず全世界からの来島者に宮島の魅力を知ってもらい、また、共有してもらうことが不可欠である。

これを踏まえ、新たな施設は、先人たちが築き上げてきた宮島の歴史・文化の魅力と価値の保存と島をいつくしむ想いの継承、また、それらを観光、及び学習の資源として活かすための拠点施設とすべく、『(仮称)宮島ミュージアム』と位置づける。

国内外からの来島者に対しては、展示及び体験を通じて宮島の歴史・文化の魅力を知り、また再び訪れたいと感じてもらうことで宮島への再訪へとつなげる場、廿日市市民に対しては、宮島の歴史・文化の魅力や価値を再発見することで廿日市市民としてのアイデンティティを醸成する場となることを目指す。

幅広い層に向けて魅力の発信及び継承を行うことで、宮島、そして廿日市市全体の活性化にも寄与することを目的とする。



図 2-1 宮島歴史民俗資料館のターゲットイメージ

2.2. 施設の整備方針

(1) 貴重な資料を次世代へ継承する

従来の展示環境を全面的に見直し、資料を展示しながらも安全に保存できる、重要文化財が展示可能な公開承認施設に準じた展示環境整備を行い、登録博物館を目指す。収蔵庫については、現在の収蔵庫は活かしながら、特別収蔵庫については、資料管理のしやすさや資料運搬の際の安全性を鑑み、資料館と同一建物あるいは同一敷地内への整備を行う。

また、現在の収蔵庫は、今後の資料増加も見据えた収蔵什器等の改修を行う他、特別収蔵庫については他館からの資料借用も可能な収蔵環境を整える。

(2) 宮島伝統産業会館との機能複合化

宮島の新たな歴史・文化の発信拠点かつ観光拠点を目指すにあたり、島内の関連施設である宮島伝統産業会館との機能複合化を図る。

宮島伝統産業会館はこれまで「もみじ饅頭手焼き体験」「杓子づくり」「宮島彫り」など宮島の伝統産業に関する体験を観光客・市民に提供するとともに、宮島細工後継者育成のためのプログラムを実施してきたが、その一方、宮島の伝統産業に関する展示や学習を行うスペースが小さく、情報発信の場が不十分であるという課題を抱えていた。また、建築に関する課題や公共施設マネジメント基本方針への対応等に関する課題を資料館と同じように抱えている。

宮島伝統産業会館と宮島歴史民俗資料館との複合化を図り、宮島の歴史・文化についての学習と体験を一つの施設で行うことで、観光客にとってもより訪れやすく、さらに楽しめる施設となることを目指す。

(3) 宮島の歴史・文化を体験・体感できる場をつくる

宮島の歴史・文化について、訪れた誰もが楽しく、わかりやすく学ぶことができる場となることを目指す。展示においても体験性を重視する他、これまで課題であった体験学習や講座などの開催ができるスペースを設け、施設全体で体験・体感ができるよう整備する。

(4) 宮島の新たな観光拠点を形づくる

宮島を訪れる観光客の目的は主に巖島神社をはじめとする神社・仏閣への訪問である。しかし、来島目的の主たる施設では、宮島とはどういった島なのか、どのような文化が息づいているのかといった理解を十分に得ることは難しい。そうした中で資料館を歴史・文化の学びを通じて宮島の魅力をさらに深く体感できる場として位置付けることで、修学旅行生などをはじめとする団体観光客の取り込みも積極的に行っていく。

(5) 何度も訪れたいくなる施設へ

新たに企画展示室を設けることで、所蔵資料はもとより、他館からの借用資料も加えた企画展示を定期的開催するほか、様々な講座や体験メニューを企画・実施することで、リピーターの確保や施設利用の促進を図り、何度も訪れたいくなる資料館の実現を目指す。

2.3. 施設整備による効果

(1) 廿日市市民のアイデンティティ醸成

宮島の歴史・文化が宮島の魅力であり、また普遍的な価値であることを発信し、それによってブランド価値が高まっていくことで、廿日市市民も宮島の魅力や価値を改めて認識することができる。

それらを守り育てていくことで、廿日市市民が自らのまちに改めて誇りとアイデンティティを見出すことができ、廿日市市民としてのシビックプライドの醸成にもつながる。

(2) 施設複合化による効率化と相乗効果

宮島歴史民俗資料館と宮島伝統産業会館を複合化することで、機械設備などを一元化できるとともに、光熱水費などの維持管理経費を抑制することができるため、効率的な施設運営が可能になる。

また、これまで、宮島歴史民俗資料館では体験講座などを開催するスペース、宮島伝統産業会館には伝統産業について紹介する展示スペースが、それぞれに不足しているという状況があったが、施設の複合化に伴い、宮島の歴史・文化・伝統産業を一体的に展示し、体験機会を提供することも可能になる。

さらに、複合化の相乗効果で、より集客力が高まり、魅力的な施設となることが期待できる。

(3) 宮島の歴史・文化及び島をいつくしむ想いの継承

宮島の普遍的価値である歴史・文化や島をいつくしむ想いについて展示や体験を通じてその魅力や価値を情報発信することで、宮島のブランド価値が向上し、さらなる観光振興、それに伴う経済振興につながる。

(4) 宮島西地区における回遊性の向上

宮島歴史民俗資料館を再整備し、新たな観光拠点として位置付けることで、巖島神社、(仮称)宮島ミュージアム、宮島水族館といった人の流れが生まれ、地区内の回遊性が向上するとともに、エリア一体のにぎわい創出に寄与する。

(5) 国内外観光客の来島の動機付け

(仮称)宮島ミュージアムが宮島の新たな観光拠点としての位置付けになることにより、巖島神社と合わせて、宮島の歴史・文化を学びたいという人々の来島の動機付けのひとつとなる。

また、季節に応じて年に数回企画展を行うことにより、企画展を目的とした来館を促す。

第3章 事業計画

3.1. 事業の実施方針

これまで宮島歴史民俗資料館で実施してきた事業を発展、拡張するとともに、新たに機能として複合化される宮島伝統産業会館で実施していた体験事業を加えた事業展開を行う。

観光客、そして市民の誰もが楽しめる施設として、相互に連携する以下の事業の展開を、地域住民など、幅広い人々や関係する諸機関との連携を図りながら展開していく。

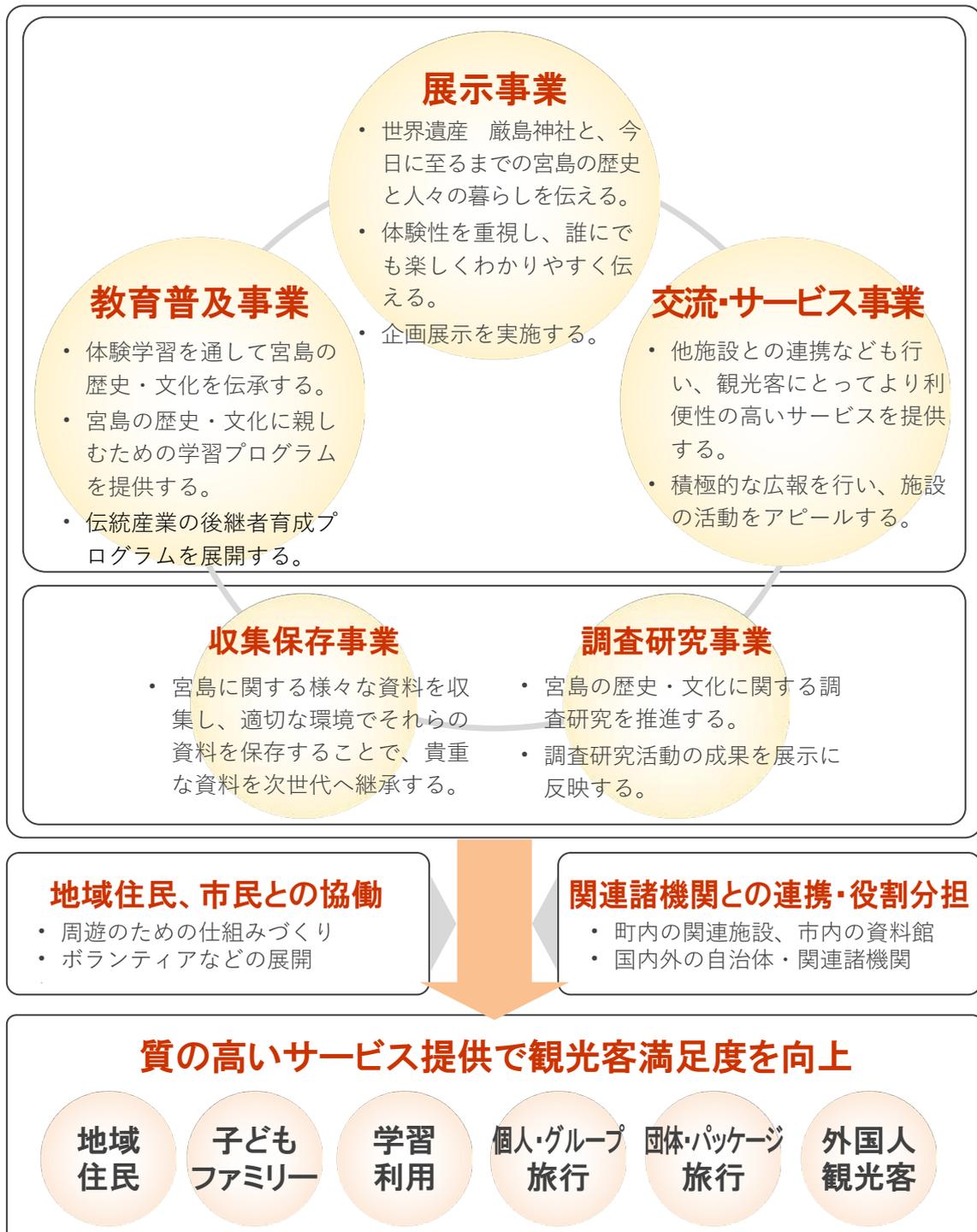


図 3-1 事業計画の概念図

3.2. 展示事業

(1) 実施方針

方針1 世界遺産 厳島神社の価値と宮島の人々の暮らしを伝える

- 厳島神社を有する、世界遺産の島・宮島に位置する施設として、「世界遺産 厳島神社」に関する展示を行うとともに、厳島神社とともに暮らしてきた宮島の歴史、人々が築いてきた文化について、楽しみながら学べる展示を行う。

方針2 誰にでも楽しく、わかりやすく伝える

- 展示は体験・体感の要素を重視し、資料展示やパネル展示のみでなく、映像展示やハンズオン展示なども積極的に取り入れながら、誰もがわかりやすく、楽しく学べる場となることを目指す。

(2) 事業の展開

展示事業は、以下の内容によって構成する。

ア 常設展示

- ・常設展示のテーマは「世界遺産 厳島神社」「宮島の歴史・文化」の2つのテーマで構成し、世界遺産としての厳島神社の価値と、厳島神社とともに生活を送ってきた宮島の人々の歴史と、宮島細工を始めとする伝統工芸も含めた宮島の文化について展示する。
- ・訪れた全ての人に対し、楽しくわかりやすく紹介することを目指し、資料展示と映像コンテンツによる展示を組み合わせで展開する。展示空間は、鑑賞性を確保しつつ、資料の保存性に配慮した環境を整える。
- ・観光で訪れた人たちが何度でも楽しめるよう、更新や差し替えが用意なシステムやコンテンツを開発し、多様な興味、関心のレベルに応じられるようにする。

イ 企画展示

- ・常設展示の内容を踏まえつつ、宮島の歴史・文化について深く掘り下げた展示を行う。
- ・文化財所有者や他館から資料の借用を行って展示する等、貴重な資料を含んだ展示を行う。
- ・市内、島内関連施設と共同で企画を行い、周辺の回遊につなげる展示を行う。

3.3. 教育普及事業

(1) 実施方針

方針1 宮島の歴史・文化に親しむプログラムを提供する

- 展示によって得た知識をさらに深めるため、宮島の歴史・文化にさらに親しむことができるプログラムを提供する。様々な年齢層や学習ニーズ、参加形態に応じた内容を計画し、より多くの人々が宮島の歴史・文化に親しむことができるものとなるよう努める。

方針2 修学旅行や市内の子どもたちに向けた学習支援事業を推進する

- 宮島は修学旅行などの学習旅行の利用が多いことから、修学旅行生の積極的な受入を行うとともに、将来の担い手となる市内の子どもたちに向けた学習支援事業も積極的に推進する。

(2) 事業の展開イメージ

教育普及事業は、以下の内容によって構成する。

ア 宮島の歴史・文化を学ぶプログラム

- ・宮島の歴史・文化をより深く知りたい人々に向けて、有識者を講師とした歴史講座や、フィールドワークなどを開催する。
- ・短時間でも手軽に宮島の歴史・文化について学ぶことができるよう、館内の展示を解説する展示ガイドを定期的で開催する。

イ 宮島の伝統産業を体験するプログラム

- ・宮島伝統産業会館で実施してきたプログラムを継続し、「もみじ饅頭手焼き体験」「杓子づくり体験」「宮島彫り体験」といった、宮島で長年受け継がれてきた伝統産業を実際に体験するプログラムを展開する。
- ・「宮島彫り」「宮島ろくろ細工」については、宮島細工後継者育成のためのプログラムを展開する。

ウ 修学旅行での団体利用に向けたプログラム

- ・宮島水族館と(仮称)宮島ミュージアムでの体験・見学のセットや、探求型学習に適合したプログラムの造成等、学校側のニーズをくみ上げ、より学習の効果、価値感の高いプログラムを開発する。

エ 市内の学校利用に向けたプログラム

- ・市内の学校利用については、特別活動や総合的な学習の時間に利用してもらいやすいプログラムの開発を行う。

オ 市民が調査・研究活動に参画できるプログラム

- ・市民が調査研究活動に参画できるしくみを整え、自らの手で宮島の歴史を解明することを目指したプログラムを展開する。

3.4. 交流・サービス事業

(1) 実施方針

方針1 利用者に対する利便性を提供する

- 観光客や市民に気軽に利用してもらえる施設となるよう、利便性と親しみを向上させるための様々なサービスを充実させる。

方針2 多くの人々に興味を示してもらえよう、積極的に情報発信を行う

- 情報発信の方法を再構築し、日本国内にとどまらず、世界中から来訪する人々が施設やプログラムに興味を示してもらうための情報発信を積極的に実施する。

(2) 事業の展開イメージ

交流サービス事業は、以下の内容によって構成する。

ア ミュージアムショップの充実

- ・ 宮島歴史民俗資料館、宮島伝統産業会館のミュージアムショップを一体として整備し、書籍から伝統工芸品まで幅広い商品構成とすることで、利用者へのサービスを向上させるとともに歳入確保へと繋げる。
- ・ 将来的には市民との共同によるオリジナルグッズの開発なども検討する。

イ あらゆる人々を受け入れるための体制づくり

- ・ 全世界からの観光客を受け入れる場となることから、子どもから高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる人々が宮島の歴史・文化を感じ、学び、楽しめる施設となるよう、ユニバーサル対応などのサポート体制を構築する。

ウ 情報発信方法の再構築

- ・ 施設の複合化に伴い、両施設のホームページを統合することに併せ、インバウンドに向けた多言語対応による、(仮称)宮島ミュージアムとしてのホームページを新たに構築する。
- ・ より多くの利用を促進するため、チラシやパンフレット、ホームページ等による広報活動を実施する。
- ・ 新聞やテレビ、関連するインターネットメディア等への情報提供を積極的に行い、施設及び施設における活動の露出度を高める。

3.5. 収集保存事業

(1) 実施方針

方針1 宮島の歴史・文化に関する資料を系統的に収集する

- 展示等の活動を行うにあたって不可欠となる、宮島の歴史・文化に関する様々な資料を対象に、関係諸機関との連携を行いながら系統的に収集・受入を行う。

方針2 資料を良好な状態で保存し、次世代へ継承する

- 収集した資料は活用しやすいよう整頓し、適切な環境で保存することで、貴重な資料群を次世代へと継承する。

(2) 事業の展開イメージ

収集保存事業は、以下の内容によって構成する。

ア 宮島の歴史・文化に関する資料の収集

- ・ 宮島に関する調査研究を行う上で欠かすことのできない歴史・民俗資料の収集を行う。
- ・ 実物資料の収集が不可能な資料については、複製（レプリカ）の作成や複写等により収集を行う。また、無形文化財については、映像等による収集を行うとともに、関連する研究資料等の情報収集を積極的に行う。

イ 資料の整頓・保存

- ・ 既に所蔵する資料や、新たに収集した資料は、その形態や性質に応じて適切な環境で保存する。
- ・ 収集資料はデータベース化を行い、資料に関する情報を迅速に引き出し、展示や調査研究等の事業活動に活用できるよう整頓する。

3.6. 調査研究事業

(1) 実施方針

方針1 宮島の歴史・文化をテーマに情報収集や調査研究を推進

- 宮島の歴史・文化をテーマに、歴史学、民俗学等総合的に調査・研究を行い、展示や教育普及活動等を通じて新たな宮島の魅力や価値を再発見、発信できるようにする。

方針2 関係諸機関と連携し、活動の成果を展示へ反映する

- 関連諸機関との連携や、宮島の歴史・文化に興味・関心のある市民や専門家とのネットワークを構築して調査研究を行い、その成果を展示等で公開していく。

(2) 事業の展開イメージ

調査研究事業は、以下の内容によって構成する。

ア 宮島を中心とする地域文化探究のための調査研究

- ・ 厳島神社を中心に、日本史上の数々の転換点の舞台となってきた宮島の歴史・文化を明らかにすることは、日本史におけるトピックを明らかにすることにもつながる。それらを明らかにするとともに、宮島固有の文化を解明するため、歴史・民俗学等、関連する様々な分野によって総合的な調査研究を実施する。

イ 関係諸機関や市民との連携

- ・ 調査研究にあたっては、関連する様々な資料館・研究機関等と連携し、様々な専門家の協力を得て推進する。
- ・ 市民が調査研究活動に参画できる仕組みを整え、自らの手で宮島の歴史を解明することを目指す。これにより、宮島を慈しむ想いや誇りに思う心を育むことができる。

ウ 調査研究成果の公開・活用

- ・ 調査研究の成果は、企画展や講座・講演会、報告書等の出版物の作成や、ホームページ等を通じて広く公開する。

第4章 施設計画

4.1. 施設整備パターンの検討

(1) 施設整備敷地についての検討

宮島歴史民俗資料館の建替え位置については、大きく現敷地と西大西市有地の2箇所が考えられる。

敷地の検討にあたっては、現敷地における伝統的建造物の各種調査と、西大西市有地における発掘調査や土地利用計画なども参考としながら、公共施設マネジメントに沿った計画作りが必要となる。

こうした状況を受け、廿日市市では令和3(2021)年度に、内部関係課が主体となり宮島歴史民俗資料館配置計画に関する検討のとりまとめを行ったが、詳細の検討、最終方針の決定は次年度以降の基本計画に委ねることとした。

なお、検討にあたっては現敷地での建替え、西大西市有地への移転という2つの方向性に加え、西大西市有地への移転については、市有地のみで完結するコンパクト型、市有地と国有地の一部を使用する移転部分拡大型、市有地と国有地に民有地も加えた移転拡大型という3つのパターンの比較を行った。

その結果、現敷地での建替えでは保存建物の存在や建築面積等の関係上、複合化は困難であり、整備に伴う効果も大きく見込めないことが明らかとなった。

その一方、西大西市有地への移転を行った場合、費用の増加への懸念はあるものの、効率的な配置計画や施設複合化が可能となり、加えて、集客力等が大幅に向上することが見込まれることから、今後は西大西市有地への移転を前提として検討を行うこととなった。

よって、本計画では前年度の検討結果を踏まえ、西大西市有地への移転を前提とした整備パターンの検討を行うこととする。

ア 現敷地の敷地区と建替え案（令和3年度検討）

除去予定施設（展示館B、D）を除いた敷地での建替え検討



図 4-1 現敷地の敷地区

イ 西大西市有地周辺の敷地図と移設案（令和3年度検討）

- ・敷地の地中（地盤面より深さ1.2m）には、中世の護岸の石積みが遺されていることから、整備にあたっては遺構を保存するための配慮が必要となる。

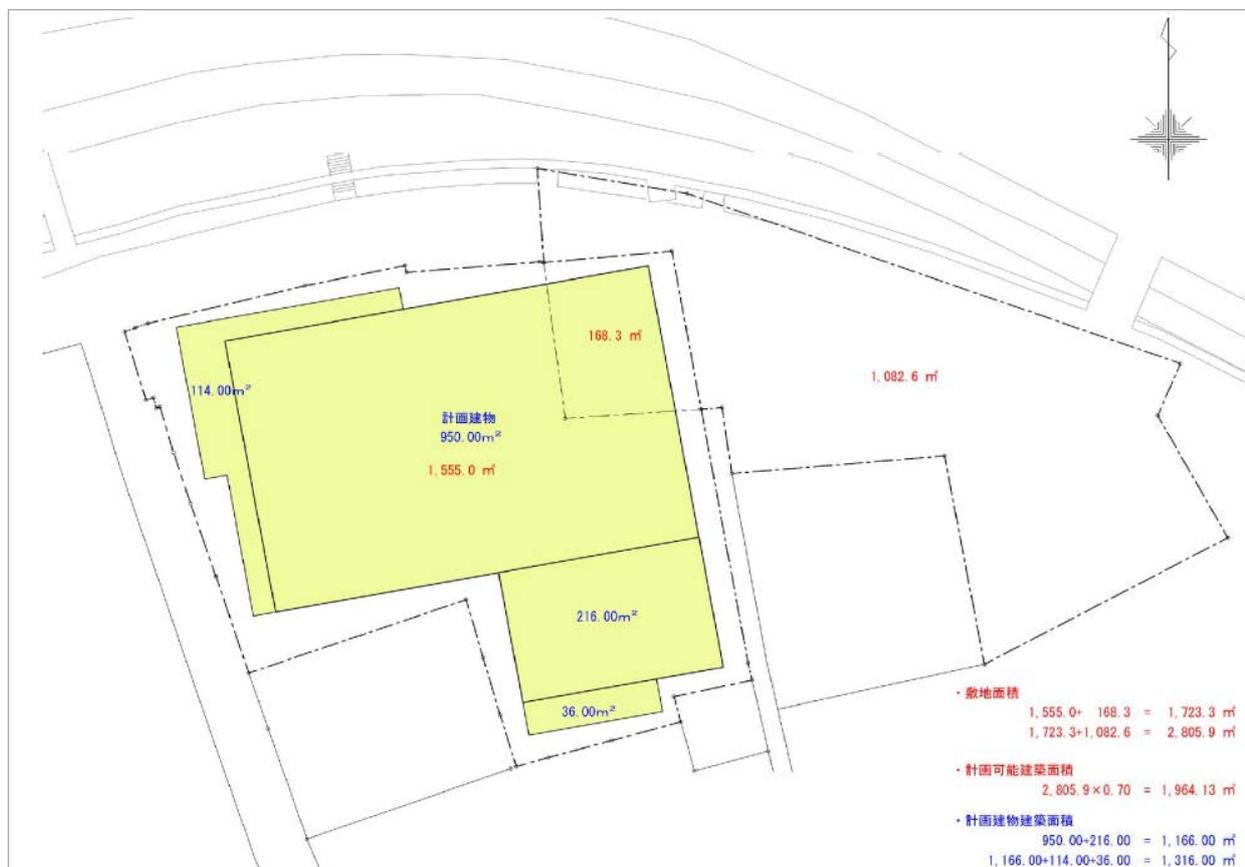


図 4-2 西大西市有地及び周辺（民有地・国有地）の敷地図

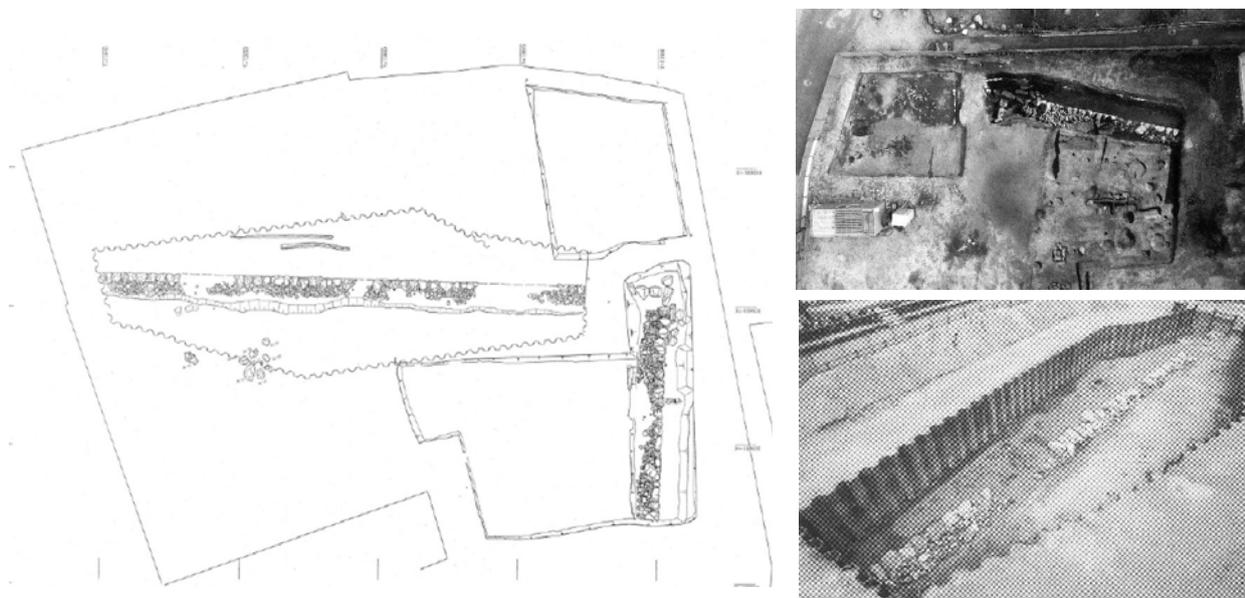


図 4-3 遺構配置図及び石積み状況写真

(2) 西大西市有地を活用した整備パターンの検討

令和3(2021)年度の検討で、現敷地での建替えではなく西大西市有地を活用した移転新築を前提とすることしたことを受け、本計画では宮島歴史民俗資料館で実施する事業等を想定しながら、新施設として必要な面積及び建築プランの検討を行う。

西大西市有地を活用した移転新築の検討にあたり、西大西市有地を(a)、国有地の一部を(b)、民有地2箇所をそれぞれ(c)、(d)とし、本計画における事業を展開するためには(a)～(d)のうち、どの程度の敷地が必要なのかについて整理する。

前年度の検討結果を踏まえると、(a)の市有地のみ使用する案では複合化に伴う面積確保が難しいことや不整形地であることから、以降は市有地+国有地の(a)+(b)、市有地+国有地+民有地の(a)+(b)+(c)+(d)の2パターンでの検討を行う。

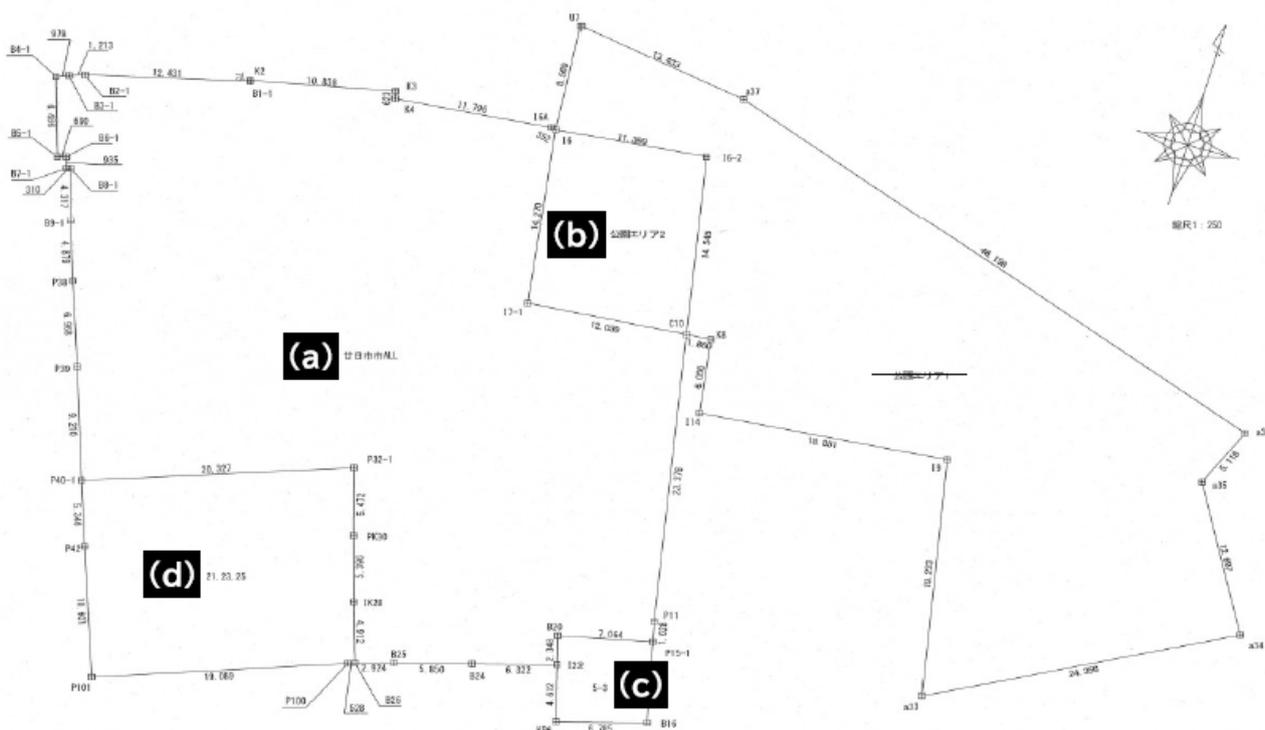


図 4-4 西大西市有地及び周辺（民有地・国有地）の敷地分割図

場所		敷地面積	建蔽率
歴史民俗資料館	現在地	1,563.62㎡	70%
大西市有地周辺	(a) 大西市有地	1,555.01㎡	70%
大西市有地周辺	(b) 国有地（公園エリア2）	168.31㎡	70%
	(c) 民有地（東側）	46.83㎡	70%
	(d) 民有地（西側）	316.24㎡	70%

場所	敷地面積	道路後退部分敷地面積	計画可能敷地面積	計画可能建築面積
現在地	1,563.62㎡	-	-	1,094.53㎡
市有地のみ：(a)	1,555.01㎡	12.09㎡	1,542.92㎡	1,080.04㎡
市有地+国有地：(a) + (b)	1,723.32㎡	12.09㎡	1,711.23㎡	1,197.86㎡
市有地+国有地+民有地：(a) + (b) + (c) + (d)	2,086.39㎡	15.62㎡	2,070.77㎡	1,449.54㎡

表 4-1 西大西市有地及び周辺（民有地・国有地）の面積

ア 現施設の延床面積からの検討

- ・新施設に必要な面積を検討するにあたっては、宮島歴史民俗資料館及び宮島伝統産業会館の現在の面積を機能別に整理した。

①展示部門	施設名※	部屋名	【現状】延床面積(m ²)	備考
	資料館	A館	100.00	
	資料館	B館	49.14	解体を検討
	資料館	C館	24.62	
	資料館	D館	511.50	解体を検討
		展示部門計	685.26	
②管理部門	施設名※	部屋名	【現状】延床面積(m ²)	備考
	収蔵庫	学芸員室	* 1 47.25	
	伝産館	事務室	* 2 19.56	
	資料館	事務室・応接室	28.60	
	資料館	研究室(D館2階)	27.00	
	収蔵庫	会議室	* 1 10.50	
		管理部門計	132.91	
③収蔵部門	施設名※	部屋名	【現状】延床面積(m ²)	備考
	資料館	収蔵庫(D館階下)	12.00	
	収蔵庫	一般収蔵庫(B1)	126.00	
	収蔵庫	一般収蔵庫(2F)	126.00	
	収蔵庫	特別収蔵庫(1F)	63.00	
	収蔵庫	燻蒸庫・前室	* 1 23.63	
	収蔵庫	前室	* 1 34.13	
	収蔵庫	倉庫	* 1 15.75	
	伝産館	倉庫	* 2 20.61	4F木材置き場 45.29m ²
	収蔵庫	書庫	126.00	
	収蔵庫	資料室	* 1 31.50	
	収蔵庫	荷解場	* 1 39.38	
	収蔵庫	搬入口(サービスエリア)	31.50	
		収蔵部門計	547.11	資料室、荷解場及び搬入口を除く
④体験部門	施設名※	部屋名	【現状】延床面積(m ²)	備考
	伝産館	鍛冶場	39.60	火気取扱いあり
	伝産館	展示販売室	74.12	
	伝産館	もみじまんじゅう 手焼き体験室	74.12	火気取扱いあり
	伝産館	もみじまんじゅう 手焼き体験準備室	24.00	
	伝産館	ロクロ作業室	57.80	
	伝産館	彫刻木作業室	57.80	
	伝産館	杓子焼き印体験室	74.12	集塵機あり
		体験部門計	401.56	
⑤その他	施設名※	部屋名	【現状】延床面積(m ²)	備考
	収蔵庫	エレベーター	* 1 23.63	
	-	便所	-	
	伝産館	湯沸かし室	* 1 3.24	
	資料館	機械室	12.00	
	収蔵庫	空調機械室	* 1 31.50	
	収蔵庫	電気室	* 1 15.75	
	収蔵庫	ポンペ室	* 1 11.81	
		その他計	97.93	
①～⑤ 延床面積合計			1864.7675	
保存施設など	施設名※	部屋名	【現状】延床面積(m ²)	備考
	資料館	保存民家	292.47	
	資料館	代表民家	63.96	
	資料館	渡り廊下 (出格子含む)	111.52	
	資料館	庭園	-	

※ 宮島歴史民俗資料館：資料館、宮島歴史民俗資料館収蔵庫：収蔵庫 宮島伝統産業館：伝産館と表記

* 1 現状の面積は「収蔵庫の概算資料」より算出

* 2 現状の面積は「宮島伝統産業会館平面図」より算出

表 4-2 宮島歴史民俗資料館、宮島伝統産業会館の現状面積

イ 敷地及び階数の検討

- ・先述の市有地+国有地：用地(a)+(b)、市有地+国有地+民有地：用地(a)+(b)+(c)+(d)の2案を元に施設機能面から見た必要敷地の検討を行う。なお、必要面積の数値については、現施設の諸室面積を参考に算出した。
- ・比較検討の結果、事業に必要な面積を最も確保できるのは、市有地+国有地+民有地：用地(a)+(b)+(c)+(d)を使用する場合であることが明らかになった。
- ・また、階数の検討では、平屋では面積が不足することが明らかとなった。
- ・以降の検討は、敷地は市有地+国有地+民有地：用地(a)+(b)+(c)+(d)、施設は2階建てとして検討を進めることとする。
- ・なお、市有地+国有地：用地(a)+(b)のみで整備する場合の面積縮小案を整理したが、面積縮小案は検討案と比較して展示室や体験室といった事業に必要な面積や倉庫室の面積が縮小すること、鍛冶場が別地に設置せざるをえないことなどから、上記検討案での整備を目指すことが最も望ましいと考えられる。

4.2. 機能配置計画

(1) 構造等

ア 階数

- ・必要な諸室の面積、高さ制限等を考慮し、2階建てを想定する。

イ 延床面積

- ・最大の建築面積及び階数を考慮し、延床面積は約2,700㎡～2,800㎡と想定する。

ウ 構造及び設備

- ・主要構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。本施設は貴重な資料を展示・収蔵する施設であることから、建物は耐火・耐震性能に優れた構造でなければならない。あわせて、博物館に求められる独自の設計与件を踏まえた構造・設備とし、ユニバーサルデザインにも配慮する。
- ・敷地が高潮浸水想定区域（一部）、津波浸水想定区域（一部）に指定されているため、展示・収蔵を行う主たる機能は2階に配置する。展示室や収蔵庫が最上階に位置するため、防水及び断熱に十分配慮した計画とする。
- ・展示室及び収蔵庫は、外部からの影響を受けにくく良好な環境が維持できるよう、二重壁を採用するとともに、空気調和設備は四季を通じて温度と相対湿度を管理・調整できるものを採用する。
- ・本施設は伝建地区内に位置することから、その選定要件である敷地割を意識した外観とする。

主要用途	博物館
建築面積	約1,190～1,460㎡
延床面積	約2,380～2,800㎡
階数	地上2階
主要構造	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート（RC）造又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造 ・外断熱工法、二重壁による安定した室内環境（展示室・収蔵庫） ・収蔵庫は厚さ20cm以上のRC壁及び2時間耐火の収蔵室扉を設置 ・耐震安全性の目標（重要度係数）は1.25を設定
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備 ・非常用発電（展示室・収蔵庫） ・自動火災報知設備 ・ITV等防犯カメラのほか、放送・無線LAN・インターホンなどの弱電設備
空気調和設備	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温熱源、空調機（省エネルギー型を採用） ・温湿度設定可能設備。24時間空調を想定（展示室・収蔵庫） ・換気設備 ・機械排煙設備
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内消火栓 ・ガス消火設備（展示室・収蔵庫）
昇降機設備（EV）	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用EV1台、搬入用EV1台
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・照明の光源は紫外線、赤外線がより少なく演色性が高いLEDを採用。調光機能を持たせる ・展示ケースは高气密を確保するエアタイトケースを採用 ・IPM（総合的有害生物管理）の導入 ・ケース内の温度、湿度等を観測する環境モニタリングシステムの導入

表 4-4 想定される主な構造及び設備

エ 諸室及び諸室面積

現在の諸室面積を元に、新施設において必要な諸室及び諸室面積の整理を行った。現在の宮島歴史民俗資料館の約2倍の延床面積を確保し、施設複合化にともなう活動の充実を目指す。

部門	各室名称	業務内容	面積(m ²)	整備方針		備考
				各室	全体	
			(建築面積) 1440.83	<ul style="list-style-type: none"> 資料館機能、伝産館機能を別棟とせず一体とする ※鍛冶場除く 軒高さは13m以下とし、可能な限り広く・高く使用できる計画とする 浸水対策として、1FLをT.P.2.8m+800mmに設定する 地下遺構に建築基礎が干渉しない計画とする 北東側に開けた諸室配置・計画とし、適宜、鳥居・海への眺望が望めるようにする 外観等、重伝建修景基準に配慮する (b)国有地の屋外は簡単な休憩スペースの配置が望ましい (b)国有地の活用にあたっては、国、県の関係部署との協議及び許可申請が必要 		・外断熱工法
展示部門			879.12			
	展示室	利用者見学	768.96	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 現資料館(A～D館)の合計面積(685.26m²)以上が必要 温湿度管理が可能な空調設備が必要 (設定条件参考) 温度：20℃～24℃の範囲で季節ごとに設定温度を調整(夏24℃、冬20℃、中間期22℃等) 湿度：年間を通じて一定湿度範囲にて調整(55%±5%) 調光機能付きの照明器具を採用する 文化財保護のため、外光の入る開口部は設けない 出入口は自動扉とするなど外気の影響を考慮した仕様とする 外部からの温熱負荷を考慮した壁構造とすること 天吊りパーテーションで展示室を自在に組み替えられることが望ましい 出入口は自動ドアとし、吹き抜けからの空気の流入を極力防ぐことが望ましい 	・浸水対策のため、2階への配置が望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 必要な温湿度条件要確認 必要な天井高、建具寸法等要確認 重量物要確認 宮島の大風呂釜、大松明など 大物資料要確認 足踏みろくろ 230cm×80cm×116cm 清盛像 100cm×90cm×125cm 大松明 540cm×径80cm 5mの大松明の展示を検討 高所部の照明器具の取替え対応
	企画展示室		103.68	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 温湿度管理が可能な空調設備が必要 (設定条件参考) 温度：20℃～24℃の範囲で季節ごとに設定温度を調整(夏24℃、冬20℃、中間期22℃等) 湿度：年間を通じて一定湿度範囲にて調整(55%±5%) 調光機能付きの照明器具を採用する 文化財保護のため、外光の入る開口部は要さない 外部からの温熱負荷を考慮した壁構造(2重壁等)とすること 可動間仕切り等で展示室を自在に組み替えられることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水対策のため、2階への配置が望ましい 前室を設置することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 運用イメージ要確認 必要な温湿度条件要確認 必要な天井高、建具寸法等要確認 重量物要確認 高所部の照明器具の取替え対応 エアタイトケース(有害ガス対応のため自然循環型に切り替えてできる仕様とすることが望ましい)
			6.48 (前室)	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護のため、外光の入る開口部は要さない 外部からの温熱負荷を考慮した壁構造(2重壁等)とすること 可動間仕切り等で展示室を自在に組み替えられることが望ましい 		
管理部門			666.66			
	事務室	館運営業務	86.40	<ul style="list-style-type: none"> 資料館・伝産館で共用とする 資料館職員8名、伝産館職員2名の合計10名が使用する想定 簡易間仕切りで、資料館職員・伝産館職員が区分できることが望ましい 	・展示部門、収蔵部門の2階配置を優先した配置とする	
	受付		6.48	<ul style="list-style-type: none"> 無料ゾーン 資料館、伝産館で共用とする 展示部門のチケットのもぎりは受付で行う ミュージアムショップのレジを兼ねる 	<ul style="list-style-type: none"> 1階エントランス付近に配置する 無料ゾーンのみ利用者でも、一度受付を通る動線とする 2階有料ゾーン利用者が、利用しやすい配置とする 受付に隣接してスタッフ控室を配置することが望ましい 	
	展示準備室	展示準備・ケース等の保管	12.96	・施設ができるようにする	<ul style="list-style-type: none"> 特別収蔵庫に隣接した配置とする 展示室に近接した配置とする 	
	エレベーター	館運営業務	40.50	・管理部門専用とする	・地下遺構からの離隔距離1mとして配置する	・ELVかごサイズ、搬入経路通路幅、建具寸法設定のための大型展示資料
	倉庫(事務室)		8.64	・事務室専用とする	・事務室近隣の配置が望ましい	
	倉庫(体験部門)		66.24	・体験部門専用とする	・体験部門近隣の配置が望ましい	
	倉庫(ミュージアムショップ)		9.54	・ミュージアムショップ専用とする	・ミュージアムショップのレジと隣接した配置とする	
	倉庫(講座・多目的室)		6.21	・講座・多目的室専用とする	・講座・多目的室近隣の配置が望ましい	
	倉庫(2階)		12.24		<ul style="list-style-type: none"> 収蔵部門近隣の配置が望ましい 展示部門、収蔵部門の2階配置を優先した配置とする 	
	その他(廊下・階段等)		179.55			
	湯沸かし室		8.64		・事務室近隣の配置が望ましい	
	更衣室		20.70	・管理部門専用とする		
	機械室			146.96	・1階に設置する場合は、機器設置部をかき上げするなどの浸水対策を施す	
	電気室		55.12	・1階に設置する場合は、機器設置部をかき上げするなどの浸水対策を施す	・北東に開けた諸室配置とするため、北西側、南側への配置が望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 必要面積要確認 ※プランでは延床面積の1～2%となるよう設定
	ポンベ室		6.48	・1階に設置する場合は、機器設置部をかき上げするなどの浸水対策を施す		<ul style="list-style-type: none"> 消火方法要確認(資料の汚損が少ないハロンガスか) 必要面積要確認 ※プランでは現収蔵庫に対して同程度の規模となるよう設定

表 4-5 諸元表(1)

部門	各室名称	業務内容	面積(m ²)	整備方針		備考
				各室	全体	
収蔵部門			194.40			
	特別収蔵庫	温湿度管理の必要な資料の収蔵・保管	77.76	<ul style="list-style-type: none"> ・現特別収蔵庫の面積(63m²)以上が必要 ・温湿度管理が可能な空調設備が必要 (設定条件参考) 温度：20°C～24°Cの範囲で季節ごとに設定温度を調整（夏24°C、冬20°C、中間期22°C等） 湿度：年間を通じて一定湿度範囲にて調整（55%±5%） ・文化財保存のため、外光の入る開口部を要しない ・外部からの温熱負荷を考慮した二重壁構造とする ・資料動線にかかる通路幅、建具寸法に関しては、資料サイズをふまえて検討する ・消火設備の設置を検討する ・文化財収蔵庫として十分な断熱性、気密性（不透湿性）、調質性を確保する ・収蔵庫は防火区画とし、入口には耐火性・防犯性に優れた収蔵庫専用扉を設置すること ・文化財IPMを考慮し、害虫やネズミが侵入するルートを遮断すること。 ・電源設備に関しては、トラッキング防止のため退室時にリモコンスイッチにより通電を切れる仕様とする ・照明は調光機能がついたものが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・前室、展示準備室に隣接した配置とし、動線を考慮する ・トラックヤード・荷解室などから、来館者動線と区別した、資料の動線を考慮した配置が望ましい ・浸水対策のため、2階への配置が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な天井高、建具寸法等要確認 ・重量物要確認 宮島の大風呂釜、大松明など
	前室（特別収蔵庫）	資料・借用資料梱包材の一時的な保管	12.96	<ul style="list-style-type: none"> ・現特別収蔵庫の前室の面積(7.9m²)と同規模を想定 ・文化財保存のため、外光の入る開口部を要しない ・資料動線にかかる通路幅、建具寸法に関しては、資料サイズをふまえて検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室、企画展示室、特別収蔵庫に隣接した配置とし、動線を考慮する ・浸水対策のため、2階への配置が望ましい 	
	一時保管庫	資料・借用資料梱包材の一時的な保管	25.92	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度管理が可能な空調設備が必要 (設定条件参考) 温度：20°C～24°Cの範囲で季節ごとに設定温度を調整（夏24°C、冬20°C、中間期22°C等） 湿度：年間を通じて一定湿度範囲にて調整（55%±5%） ・文化財保存のため、外光の入る開口部を要しない ・外部からの温熱負荷を考慮した二重壁構造とする ・資料動線にかかる通路幅、建具寸法に関しては、資料サイズをふまえて検討する ・消火設備の設置を検討する ・文化財収蔵庫として十分な断熱性、気密性（不透湿性）、調質性を確保する ・収蔵庫は防火区画とし、入口には耐火性・防犯性に優れた収蔵庫専用扉を設置すること ・文化財IPMを考慮し、害虫やネズミが侵入するルートを遮断すること。 ・電源設備に関しては、トラッキング防止のため退室時にリモコンスイッチにより通電を切れる仕様とする ・照明は調光機能がついたものが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックヤード・荷解室などから、来館者動線と区別した、資料の動線を考慮した配置が望ましい ・浸水対策のため、2階への配置が望ましい 	
	荷解場		29.16	<ul style="list-style-type: none"> ・床高さは搬入トラックの荷台と同じ高さとし、段差なく出し入れができる計画とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入口に隣接した配置とし、動線を考慮する ・資料の動線確保のため1階への配置が望ましい ・来館者動線と区別した動線確保が望ましい 	
	搬入口 (サービスエリア)	資料・職員出入口	48.60	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックヤードは、2tロング車（美術品運搬専用車）が入り、シャッターを閉めることができる大きさが必要 ・有害虫類の侵入防止としてシャッターブラシの設置が必要 ・トラックの排気ガスの排出用設備を設ける ・搬入ヤードと荷解室の間に段差及びシャッターを設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷解場に隣接した配置とし、動線を考慮する ・資料の動線確保のため1階に配置が望ましい ・来館者動線と区別した動線確保が望ましい 	

表 4-5 諸元表(2)

部門	各室名称	業務内容	面積(m ²)	整備方針		備考	
				各室	全体		
体験部門				293.70			
	鍛冶場	利用者活動	8.75	<ul style="list-style-type: none"> 幅2.5m、奥行3.5m、高さ3m程度の大きさが必要 出入口は短辺側(幅2.5m側)とする 現在、一般受講の教室が月2回、大学生が年24回ほど利用している 	<ul style="list-style-type: none"> 来館者が見学する施設ではないため、(c)民有地(東側)にて、別棟として配置する 火災対策のため、展示部門、収蔵部門近辺は避けた配置が望ましい 屋外の配置でも可 	<ul style="list-style-type: none"> 運用イメージ要確認 内部をガラス張りとし、体験の様子が感じられるようにする 	
	もみじまんじゅう手焼き体験室		73.47	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 現もみじまんじゅう手焼き体験室の面積(74.12m²)程度が必要 もみじまんじゅう手焼き器はIHを使用 水道施設必要 出入口は広くとり、扉はスライドタイプが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 展示部門、収蔵部門の2階配置を優先した配置とする 火災対策のため、展示部門、収蔵部門の近辺や直下は避けた配置が望ましい。 		
	もみじまんじゅう手焼き体験準備室		23.32	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 現もみじまんじゅう手焼き体験室準備室の面積(24.00m²)程度が必要 水道施設必要 	<ul style="list-style-type: none"> もみじまんじゅう手焼き体験室に隣接した配置とする 		<ul style="list-style-type: none"> 運用イメージ要確認
	ロクロ作業室		58.08	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 現ロクロ作業室の面積(57.80m²)程度が必要 振動対策を施す ろくろ台数分の集塵機の設置が必要 自然換気、機械換気が十分にとれるようにする 出入口は広くとり、扉はスライドタイプが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 振動対策のため、展示部門、収蔵部門の近辺や直下は避けた配置が望ましい。また、周辺環境にも配慮する 		<ul style="list-style-type: none"> 運用イメージ要確認 内部をガラス張りとし、体験の様子が感じられるようにする
	彫刻木作業室		58.08	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 現彫刻木作業室の面積(57.80m²)程度が必要 水道施設必要 自然換気、機械換気が十分にとれるようにする 出入口は広くとり、扉はスライドタイプが望ましい 			
	杓子焼き印体験室		72.00	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 現杓子焼き印体験室の面積(74.12m²)程度が必要 集塵機の設置が必要 自然換気、機械換気が十分にとれるようにする 出入口を広く確保し、扉はスライドタイプが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 火災・粉塵対策のため、展示部門、収蔵部門の近辺や直下は避けた配置が望ましい。また、周辺環境にも配慮する 		
その他				750.47			
	エントランスホール(廊下・階段等)	利用者活動	417.60	<ul style="list-style-type: none"> 無料ゾーン 屋外との出入口に風除室を設ける 資料館機能・伝産館機能の共有部分として、また、団体客のたまりを考慮して、広く使用できるエントランスが望ましい 階段は閉じた空間ではなく、吹抜けなどオープンなスペースに設置することが望ましい(今後の大型展示資料等の搬入のため) 	<ul style="list-style-type: none"> 1階に配置する 北東側に開けた諸室配置とするため、(b)国有地にエントランスを設置する ミュージアムショップや2階への動線を考慮すること 受け付けは来館者の案内や有料利用者の確認等を考慮し、エレベーターと階段が視認しやすい位置に配置する。またできれば、もみじまんじゅう手焼き体験室、ロクロ作業室、彫刻木作業室、杓子焼き印体験室の様子が見える配置が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 団体客の利用を考慮した階段幅要確認 来館者が2階展示部門にも行きたくなるような工夫が必要、今後要検討。 	
	ミュージアムショップ		75.26	<ul style="list-style-type: none"> 無料ゾーン 現展示販売室の面積(74.12m²)程度が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 1階に配置する レジと商品ストックスペース(倉庫)を隣接した配置とする 北東側に開けた諸室配置とするため、(b)国有地近辺に配置することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 運用イメージ要確認 	
	講座・多目的室		69.84	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 机椅子使用時で20名、椅子のみの使用時で40名程度が利用する想定 	<ul style="list-style-type: none"> 展示部門、収蔵部門の2階配置を優先した配置とする 	<ul style="list-style-type: none"> 運用イメージ要確認 	
	休憩スペース		54.00		<ul style="list-style-type: none"> 鳥居・海への眺望が望めるような位置に配置する※外観等、重伝建修景基準に要配慮 		
	エレベーター		25.92	<ul style="list-style-type: none"> 有料ゾーン 来館者専用とする 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構からの離隔距離1mとして配置する 		
	便所		100.31	<ul style="list-style-type: none"> 無料ゾーン 資料館、伝産館で共用でもよい 来館者、管理者で共用でもよい 1階男子トイレには男性用5基+大便器2基、女子トイレには女性用5基が必要 1階便所は、団体客利用や公衆トイレとしての利用を考慮した基数、面積の検討が必要 1階に、バリアフリートイレを1か所設置する 2階に、展示室利用者向けのバリアフリートイレを2か所設置する バリアフリートイレには、車いす使用者、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な人の利用に配慮した機能(オストメイト、おむつ替え台、ベビーチェアなど)を備える。 	<ul style="list-style-type: none"> 展示部門、体験部門からの動線をそれぞれ考慮する 1階便所は、受付を介さずともアクセスできる配置とする 北東に開けた諸室配置とするため、北西側、南側への配置が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 資料館協議会で公衆トイレの要望あり 	
	授乳室		7.54				
延床面積				2,784.35			

部門別面積	
部門	面積(m ²)
展示部門	879.12
管理部門	666.66
収蔵部門	194.40
体験部門	293.70
その他	750.47
計	2,784.35

表 4-5 諸元表(3)

(2) 建築プランの検討

必要諸室面積を元に、検討案（市有地＋国有地＋民有地：用地(a)+(b)+(c)+(d)かつ2階建て）における建築プランを検討した。

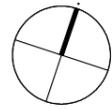
		検討案		
階数		2階建て		
必要用地		用地 (a) + (b) + (c) + (d)		
諸室構成のポイント		■資料館機能、伝産館機能を一体として計画。※鍛冶場を除く ■北東の海側に開けた諸室配置。 ■火災対策のため、展示部門・収蔵部門の近辺や直下を極力避けた位置に体験部門を配置。 ■展示部門、収蔵部門は浸水リスクを考慮し2階へ配置。 ■管理部門は各階に設置し、エレベーター・階段にて接続。		
種別	部屋名	階数	延床面積 (㎡)	備考
①展示部門	展示室	2	768.96	現展示部門 (A～D館) は700㎡
	企画展示室	2	103.68	
	前室 (企画展示室)	2	6.48	
	展示部門計			879.12
②管理部門	事務室	1	86.40	与件必要面積は60㎡
	受付	1	6.48	
	展示準備室	2	12.96	
	エレベーター	1・2	40.50	管理部門専用
	倉庫 (事務室)	1	8.64	
	倉庫 (体験部門)	1	66.24	
	倉庫 (ミュージアムショップ)	1	9.54	
	倉庫 (講座・多目的室)	1	6.21	
	倉庫 (2階)	2	12.24	
	その他 (廊下・階段等)	1・2	179.55	管理部門専用
	湯沸かし室	1	8.64	
	更衣室	1	20.70	与件必要面積は5㎡ 管理部門専用
	機械室	1・2	146.96	
	電気室	1	55.12	
ポンペ室	1	6.48		
管理部門計			666.66	23.94%
③収蔵部門	特別収蔵庫	2	77.76	
	前室 (特別収蔵庫)	2	12.96	与件必要面積は10㎡ 現特別収蔵庫の前室面積は7.9㎡
	一時保管庫	1	25.92	
	荷解場	1	29.16	与件必要面積は20㎡ ※現荷解場は40㎡
	搬入口 (サービスエリア)	1	48.60	
	収蔵部門 (新設) 小計			194.40
④体験部門	鍛冶場	1	8.75	別棟
	もみじまんじゅう 手焼き体験室	1	73.47	一部、火気の取扱いや粉塵が発生するため、別棟が望ましい
	もみじまんじゅう 手焼き体験準備室	1	23.32	
	ロクロ作業室	1	58.08	
	彫刻木作業室	1	58.08	
	杓子焼き印体験室	1	72.00	
	更衣室	-	-	
	エレベーター	-	-	
	WC	-	-	
	その他 (ENT・廊下等)	-	-	
体験部門計			293.70	
⑤その他	エントランスホール	1	304.20	
	その他 (廊下・階段等)	1・2	113.40	
	ミュージアムショップ	1	75.26	
	講座・多目的室	1	69.84	
	休憩スペース	2	54.00	
	エレベーター	1・2	25.92	来場者専用
	便所	2	100.31	来場者・管理者で共有
	授乳室	1	7.54	
	国有地利用可能スペース	-	-	
	その他計			750.47
①～⑤新設部分 延床面積合計			2784.35	
(1階部分 延床面積合計)			1440.83	
(2階部分 延床面積合計)			1343.52	

表 4-6 建築プラン

(3) 配置・平面計画

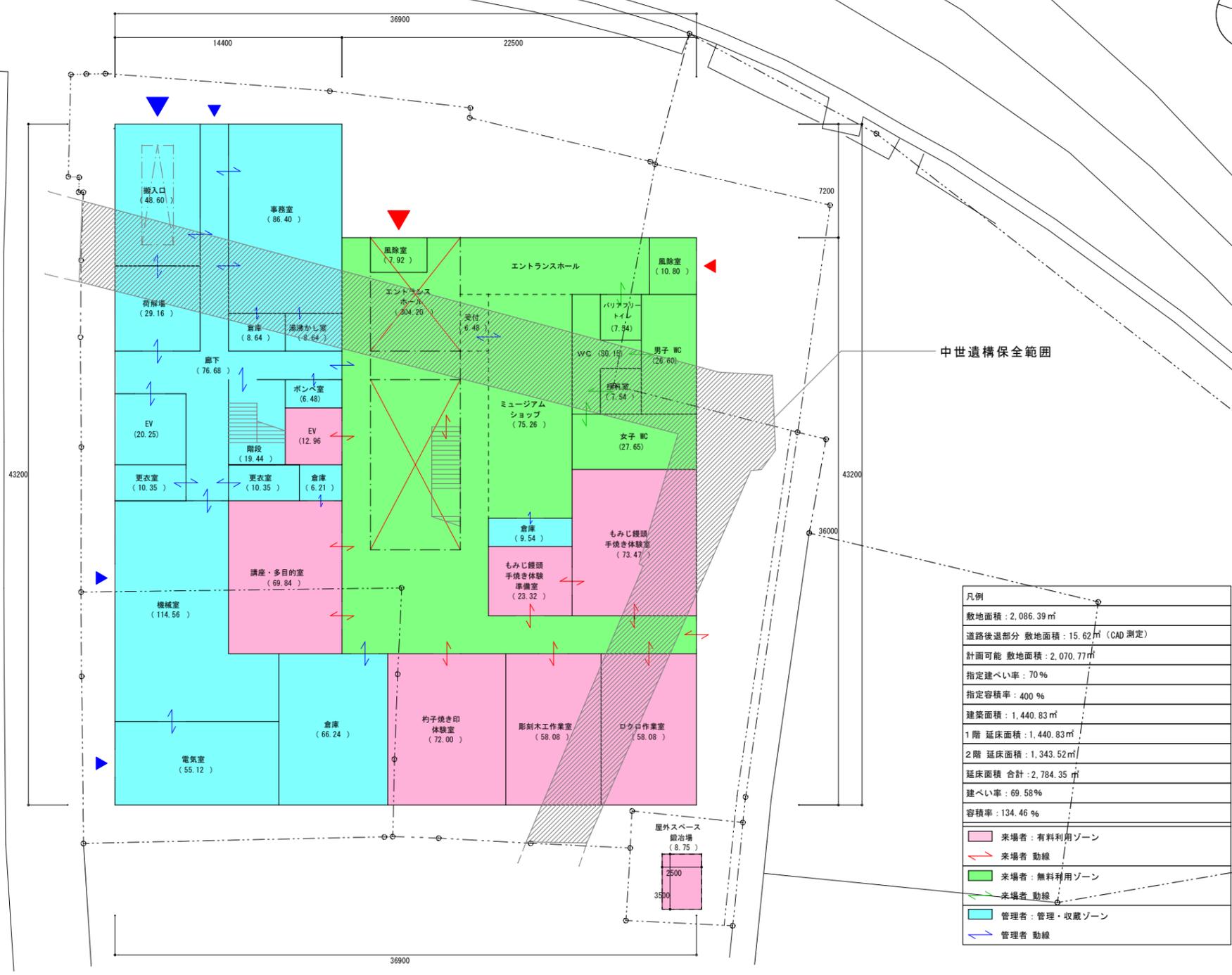
前述の必要諸室面積、建築プランの検討を踏まえ、施設の配置計画を検討した。計画の要点を以下に記す。

- ・敷地の北東側が都市公園地であることと、北東方向に位置する巖島神社の大鳥居が望見できるように、敷地の北東側を開いた配置・建築計画とする。
- ・北側道路からの展示資料等の搬入アプローチを確保する。
- ・浸水対策のため1FLをGL+1mとする。
- ・地下遺構に影響を与えない建物配置、構造とする。
- ・1階を無料ゾーン（体験室については有料）、2階を有料ゾーンとし、1階の受付でチケットのもぎりを行う。
- ・国有地の建物外については、閉館時でも利用できるような計画とする。ベンチ等を設置することも検討する。
- ・本施設は伝建地区内に位置することから、その選定要件である敷地割を意識した外観とする必要がある。



1階室求積表		
種別	諸室名称	面積
管理 部門	事務室	86.40 m ²
	受付	6.48 m ²
	EV (管理・收藏ゾーン)	20.25 m ²
	倉庫 (事務室)	8.64 m ²
	倉庫 (体験部門)	66.24 m ²
	倉庫 (ミュージアムショップ)	9.54 m ²
	倉庫 (講座・多目的室)	6.21 m ²
	廊下 (管理・收藏ゾーン)	76.68 m ²
	階段 (管理・收藏ゾーン)	19.44 m ²
	湯沸かし室	8.64 m ²
	更衣室 (男女共)	20.70 m ²
	機械室	114.56 m ²
	電気室	55.12 m ²
	ポンベ室	6.48 m ²
	收藏 部門	荷解場
搬入口		48.60 m ²
体験 部門	鍛冶場	8.75 m ²
	もみじ鏡頭手焼き体験室	73.47 m ²
	もみじ鏡頭手焼き体験準備室	23.32 m ²
	ロクロ作業室	58.08 m ²
	彫刻木作業室	58.08 m ²
その他	杓子焼き印体験室	72.00 m ²
	エントランスホール (廊下)	304.20 m ²
	階段 (有料利用ゾーン)	14.04 m ²
	ミュージアムショップ	75.26 m ²
	講座・多目的室	69.84 m ²
	EV (有料利用ゾーン)	12.96 m ²
	WC (バリアフリー・男女)	80.15 m ²
	授乳室	7.54 m ²
	合計 (鍛冶場を除く)	1,440.83 m ²

来場者：有料利用ゾーン
来場者：無料利用ゾーン
管理者：管理・收藏ゾーン

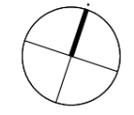


凡例	
敷地面積	2,086.39 m ²
道路後退部分 敷地面積	15.62 m ² (CAD測定)
計画可能 敷地面積	2,070.77 m ²
指定建ぺい率	70%
指定容積率	400%
建築面積	1,440.83 m ²
1階 延床面積	1,440.83 m ²
2階 延床面積	1,343.52 m ²
延床面積 合計	2,784.35 m ²
建ぺい率	69.58%
容積率	134.46%

来場者：有料利用ゾーン
来場者：無料利用ゾーン
来場者 動線
管理者：管理・收藏ゾーン
管理者 動線

1階 平面図

図 4-3 配置計画 (1F)



2階室求積表		
種別	諸室名称	面積
展示部門	展示室	768.96 m ²
	企画展示室	103.68 m ²
	前室 (企画展示室)	6.48 m ²
管理部門	展示準備室	12.96 m ²
	E.V (管理・収蔵ゾーン)	20.25 m ²
	倉庫 (2階)	12.24 m ²
	廊下 (管理・収蔵ゾーン)	63.99 m ²
	階段 (管理・収蔵ゾーン)	19.44 m ²
収蔵部門	機械室	32.40 m ²
	特別収蔵庫	77.76 m ²
	前室 (特別収蔵庫)	12.96 m ²
	一時保管庫	25.92 m ²
その他	廊下 (有料利用ゾーン)	85.32 m ²
	階段 (有料利用ゾーン)	14.04 m ²
	休憩スペース	54.00 m ²
	E.V (有料利用ゾーン)	12.96 m ²
	WC	20.16 m ²
	合計	1,343.52 m ²

- 来場者：有料利用ゾーン
- 来場者：無料利用ゾーン
- 管理者：管理・収蔵ゾーン

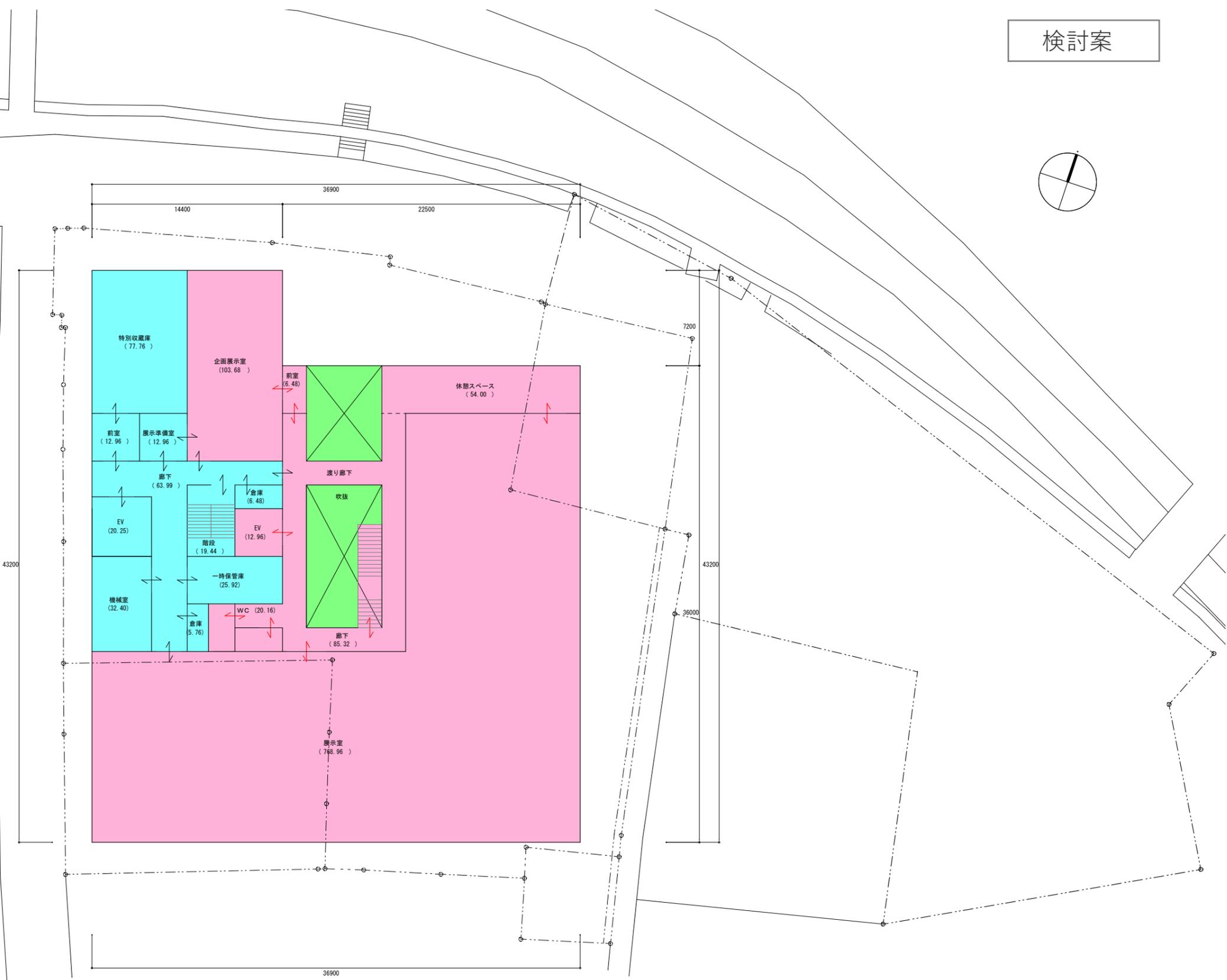


図 4-4 配置計画 (2F)

2階 平面図

(4) 屋根形状に関する検討

該当敷地が重要伝統的建造物群保存地区に位置することから、屋根形状についても周囲の景観との調和を図ったものとなるよう検討する必要がある。

ただし、図 4-5、4-6、4-7 については柱スパンや構造的な検証を経たものではなく、あくまで重要伝統的建造物群保存地区にふさわしい屋根形状を表現したものである。今後の設計段階において、詳細を検討する必要がある。

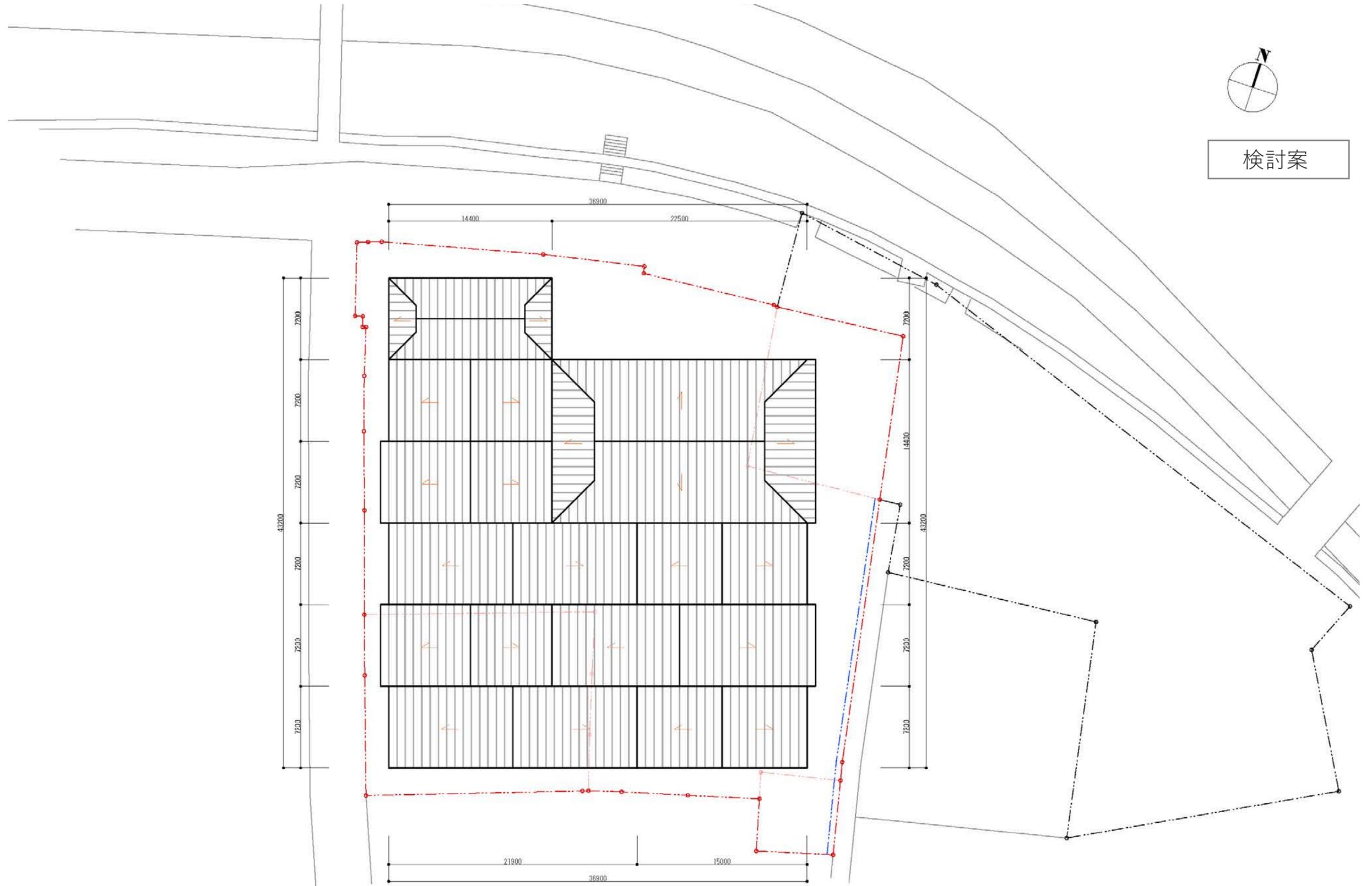
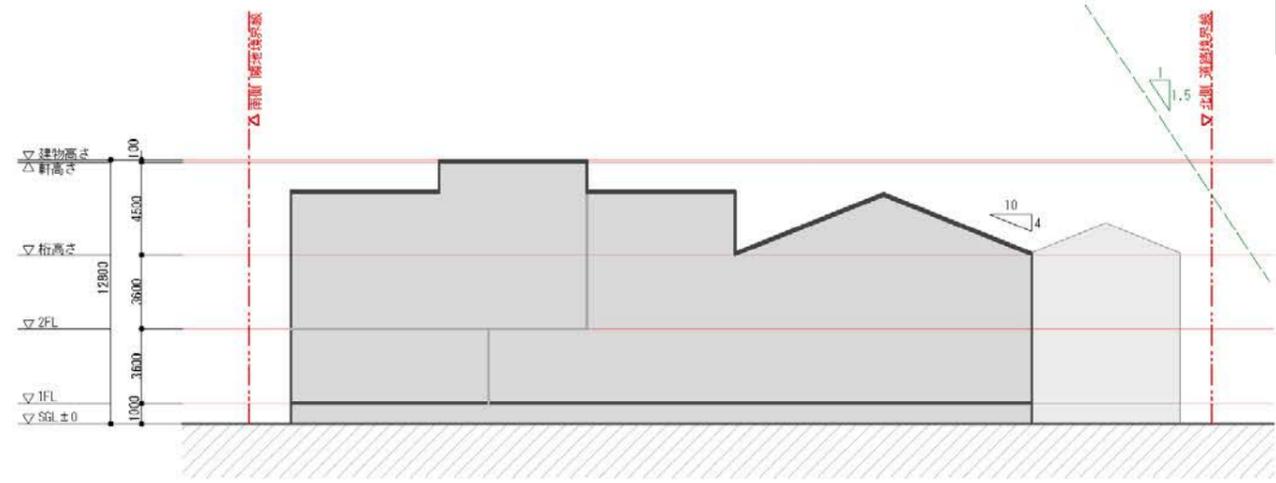
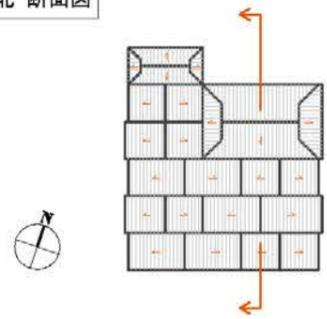
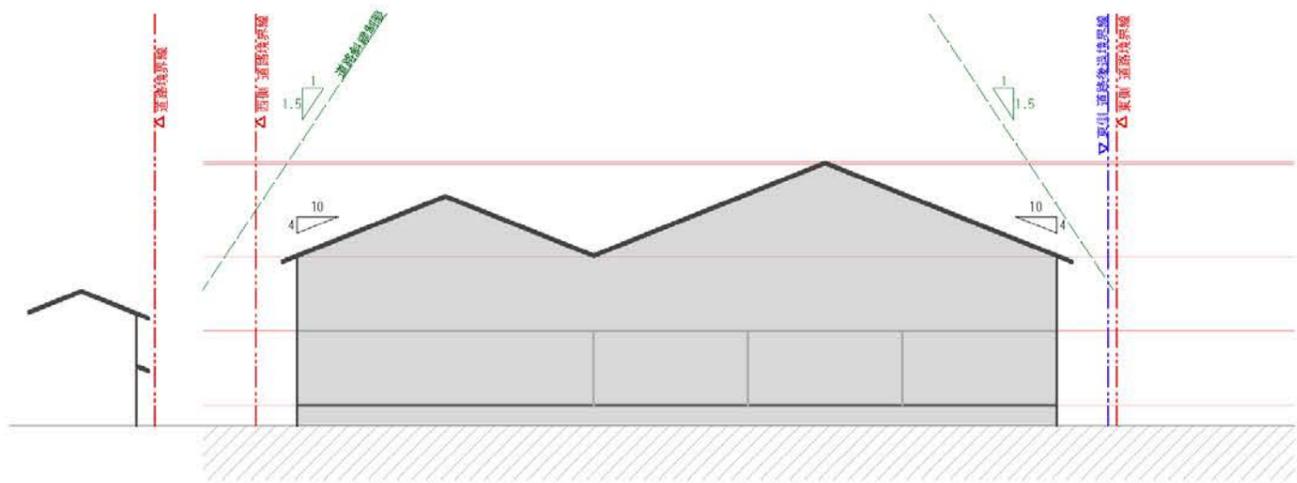
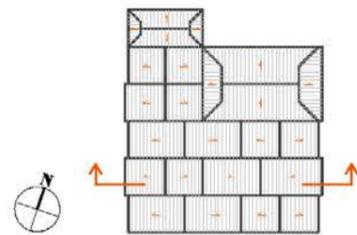


図 4-5 屋根形状の検討

展示・体験部門 南-北 断面図



展示・体験・管理部門 東-西 断面図



展示・管理部門 東-西 断面図

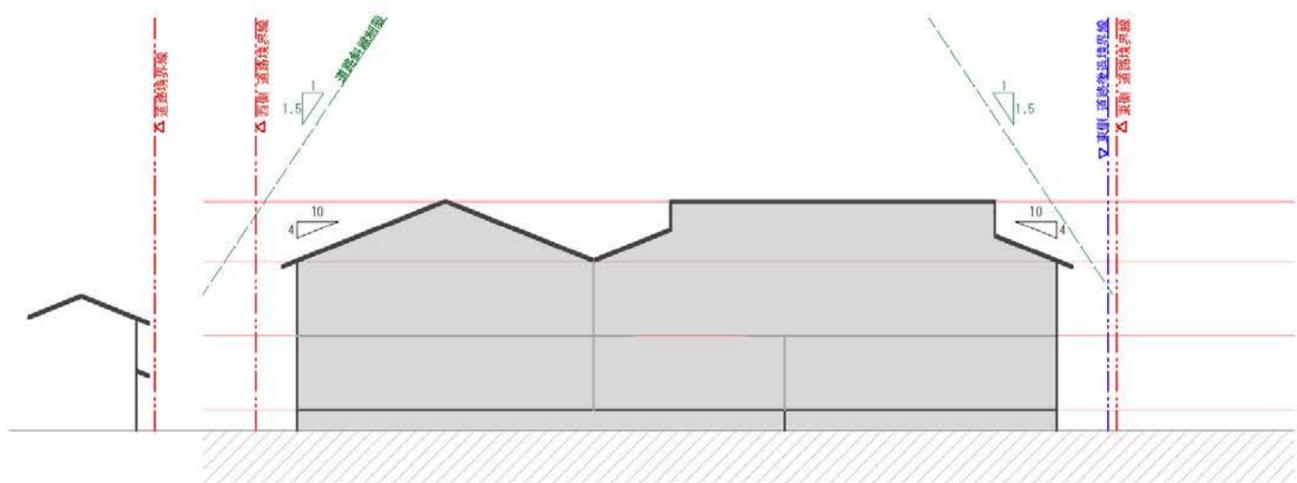


図 4-6 道路斜線制限検証図

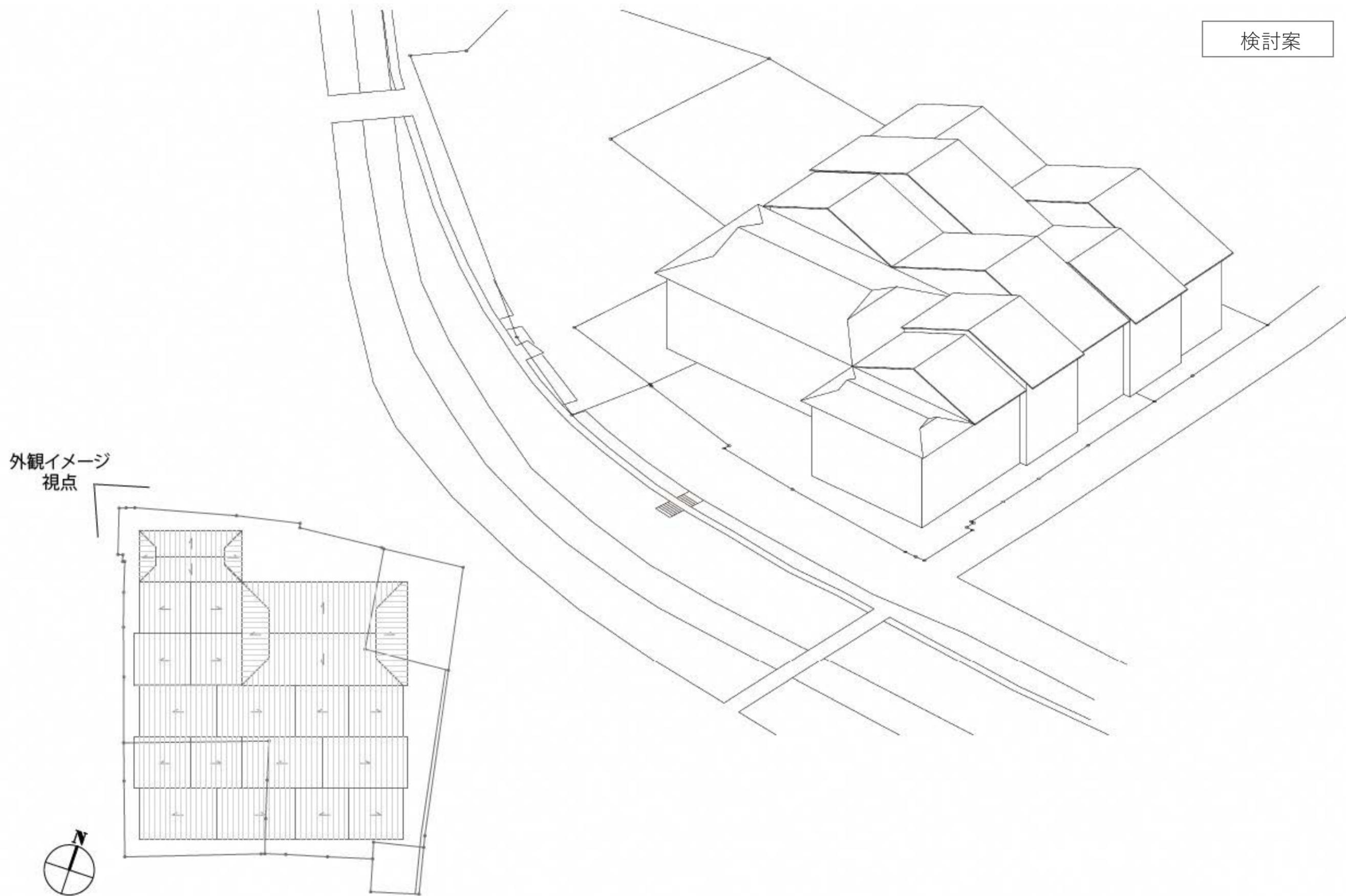
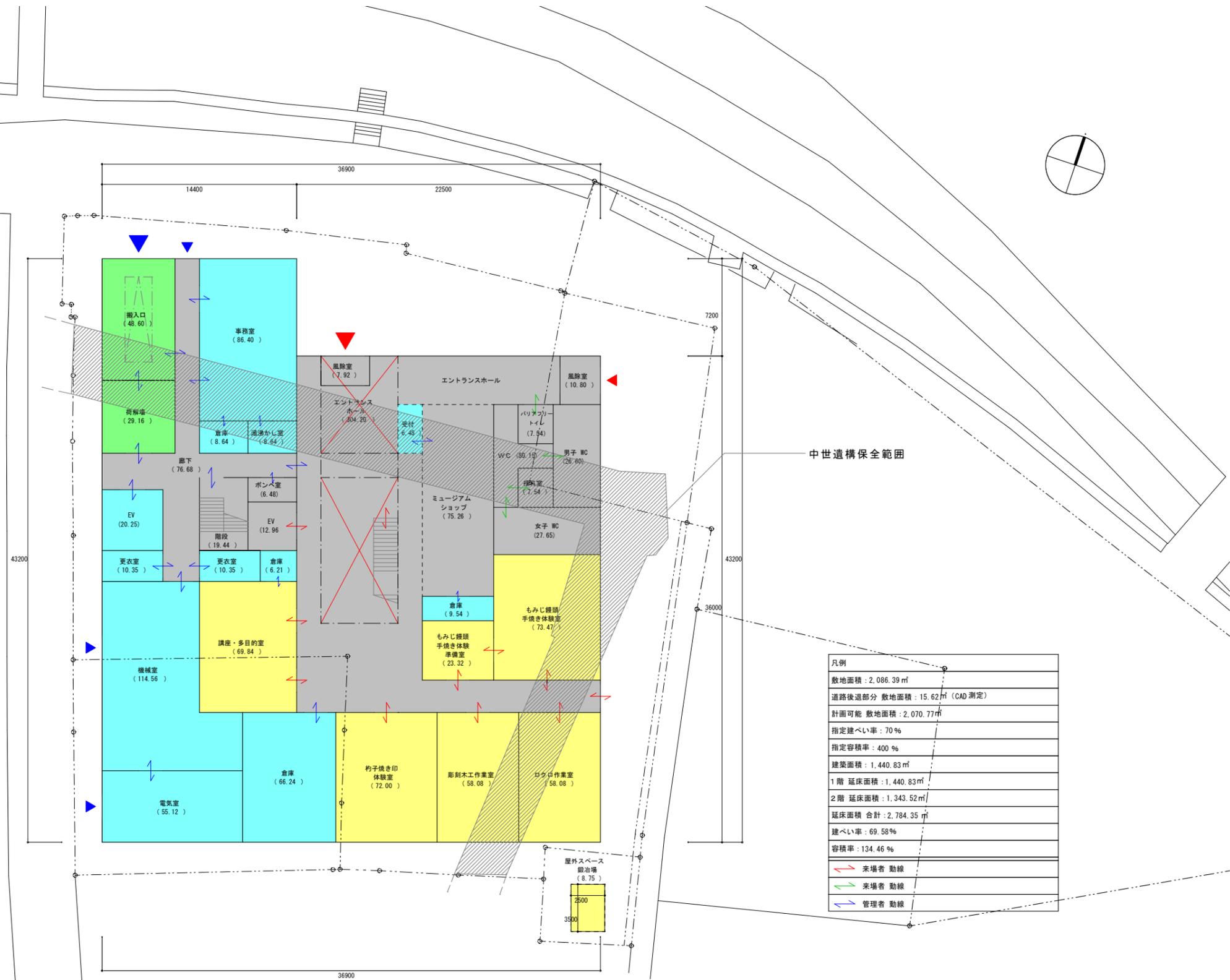


図 4-7 立体イメージ (案)

(5) 機能別配置に関する検討

1階室求積表		
種別	諸室名称	面積
管理部門	事務室	86.40 m ²
	受付	6.48 m ²
	EV (管理・收藏ゾーン)	20.25 m ²
	倉庫 (事務室)	8.64 m ²
	倉庫 (体験部門)	66.24 m ²
	倉庫 (ミュージアムショップ)	9.54 m ²
	倉庫 (講座・多目的室)	6.21 m ²
	廊下 (管理・收藏ゾーン)	76.68 m ²
	階段 (管理・收藏ゾーン)	19.44 m ²
	湯沸かし室	8.64 m ²
	更衣室 (男女共)	20.70 m ²
	機械室	114.56 m ²
	電気室	55.12 m ²
	ポンベ室	6.48 m ²
	收藏部門	荷解場
搬入口		48.60 m ²
体験部門	鍛冶場	8.75 m ²
	もみじ饅頭手焼き体験室	73.47 m ²
	もみじ饅頭手焼き体験準備室	23.32 m ²
	ロクロ作業室	58.08 m ²
	彫刻木作業室	58.08 m ²
	杓子焼き印体験室	72.00 m ²
その他	エントランスホール (廊下)	304.20 m ²
	階段 (有料利用ゾーン)	14.04 m ²
	ミュージアムショップ	75.26 m ²
	講座・多目的室	69.84 m ²
	EV (有料利用ゾーン)	12.96 m ²
	WC (バリアフリー・男女)	80.15 m ²
	授乳室	7.54 m ²
	合計 (鍛冶場を除く)	1,440.83 m ²

展示部門：展示室、企画展示室
收藏部門：特別收藏庫、一時保管庫等
体験部門：各種体験室
管理部門：事務室、展示準備室、倉庫、機械室等
その他：エントランスホール、エレベーター、トイレ等



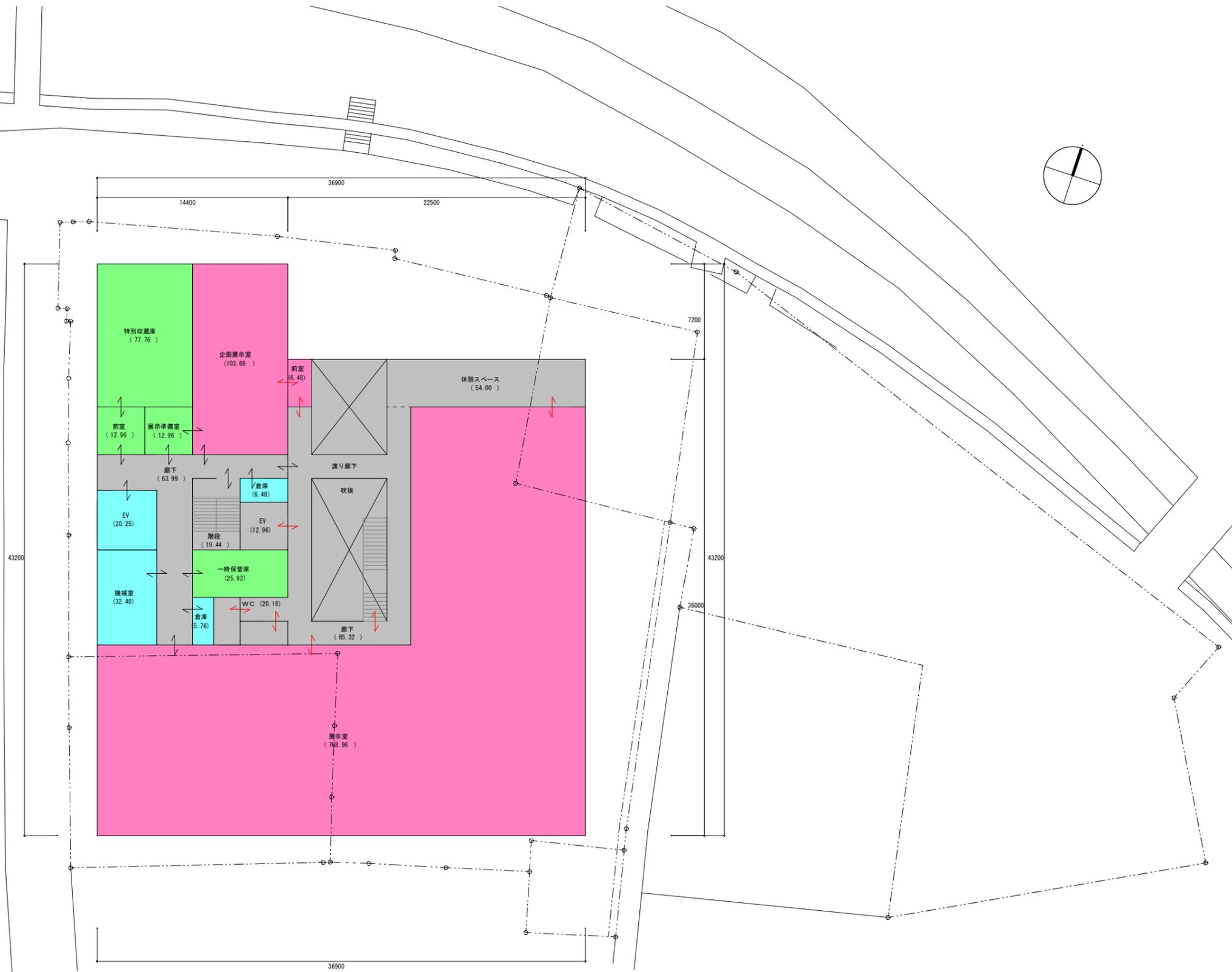
凡例	
敷地面積	2,086.39 m ²
道路後退部分 敷地面積	15.62 m ² (CAD測定)
計画可能 敷地面積	2,070.77 m ²
指定建ぺい率	70%
指定容積率	400%
建築面積	1,440.83 m ²
1階 延床面積	1,440.83 m ²
2階 延床面積	1,343.52 m ²
延床面積 合計	2,784.35 m ²
建ぺい率	69.58%
容積率	134.46%

→ (赤)	来場者 動線
→ (緑)	来場者 動線
→ (青)	管理者 動線

1階 平面図

2階室求積表		
種別	諸室名称	面積
展示部門	展示室	768.96 m ²
	企画展示室	103.68 m ²
	前室 (企画展示室)	6.48 m ²
管理部門	展示準備室	12.96 m ²
	E V (管理・收藏ゾーン)	20.25 m ²
	倉庫 (2階)	12.24 m ²
	廊下 (管理・收藏ゾーン)	63.99 m ²
	階段 (管理・收藏ゾーン)	19.44 m ²
	機械室	32.40 m ²
收藏部門	特別收藏庫	77.76 m ²
	前室 (特別收藏庫)	12.96 m ²
	一時保管庫	25.92 m ²
その他	廊下 (有料利用ゾーン)	85.32 m ²
	階段 (有料利用ゾーン)	14.04 m ²
	休憩スペース	54.00 m ²
	E V (有料利用ゾーン)	12.96 m ²
	WC	20.16 m ²
合計		1,343.52 m ²

展示部門：展示室、企画展示室
收藏部門：特別收藏庫、一時保管庫等
体験部門：各種体験室
管理部門：事務室、展示準備室、倉庫、機械室等
その他：エントランスホール、エレベーター、トイレ等



2階 平面図

4.3. 伝建地区における配慮について

(仮称)宮島ミュージアムは、事業計画地が重要伝統的建造物群保存地区に位置することを踏まえるとともに、公共建物として他の施設の模範となるべきものであることを認識して、建築計画を検討する必要がある。

その上において、当該計画地に町家や屋敷が建ち並んでいた履歴があったことを考慮した外観とすることとする。

事業計画地の通りに面している三面（北面、東面、西面）の中において、町並み復原で最も重要な面（復原効果が高いと思われる面）は町家が並ぶ西面だと考える。

また、三面の表構えの修景をどうするかは周辺の伝統的な建物を参考にしつつ、古写真、地歴等いろいろな情報を集めて表現する必要がある。

西面の通りは、事業計画地の反対側は伝統的な建物の数は少ないが、建て詰まっているので、事業計画地においても、複数棟の伝統的な建物が連続して隙間無く建っている様子が再現されることが望ましいと考えられる。また、通りに平行に建物を配置し、できるだけ通り側に寄せることが望ましい。

その際、建物は西面の通りに対して「平入り」となることが必要となるが、実際に玄関（入口）を設けるかどうかではなく、屋根が通りに対して『妻側』でなく、『平側』であることを重視する。

次に海から眺望できる北面の見え方が大事となるため、入母屋（北面が妻側）になると屋敷のようなイメージとなり、違和感が少なくなると考える。

海に向けて勾配がある土地で、北面側の基礎が高くなることが想定されるが、高基礎をできるだけ見えないようにするため、土塀などで隠すなどの工夫が必要となる。

高さについては、それぞれの通りから見て圧迫感の少ない建物となるよう景観に配慮する。例えば、通りから見るとツシ2階でその奥の視認しづらい所では3階とするなどであり、こうした通りからの見え方の工夫は高さ制限（10m）の緩和（13m）の可能性を高めることにも繋がるものと考えられる。

4.4. 建築計画における参考資料

- ①宮島歴史民俗資料館建替えの計画条件や留意点等(資料編)
- ②宮島町西大西市有地土地利用検討業務報告書 令和4年3月(資料編)
- ③宮島(厳島)で土木・建築工事などを行うには
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/58/76763.html>
- ④廿日市市：風致地区内における建築などの許可申請
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12419.html>
- ⑤廿日市市：宮島の歴史的な町並み保全の取り組み
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/41640.html>
- ⑥廿日市市：都市計画の概況・総括図
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12410.html>
- ⑦廿日市市：土砂災害ハザードマップ
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/3/10181.html>
- ⑧土砂災害ポータルひろしま
<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>
- ⑨環境省：瀬戸内海国立公園 概要・計画書
<https://www.env.go.jp/park/setonaikai/intro/index.html>

第5章 展示計画

5.1. 展示展開の方針

- **世界遺産 厳島神社の価値と宮島の人々の暮らしを伝える**
- **誰にでも楽しく、わかりやすく伝える**

「神をいつきまつる島」——宮島の歴史・文化を次世代へとつないでいくことを目標に、世界遺産としての厳島神社の価値と、厳島神社とともに暮らしてきた宮島の人々のあゆみを主な展示テーマとして取り扱う。

(1) 利用者を惹き付ける、体験を重視した展示

宮島は年間400万人以上の観光客が訪れる観光地であることから、厳島神社や宮島について、多くの観光客がワクワク・ドキドキ、楽しみながら、宮島の歴史・文化に触れられる展示となるよう、体験展示を多く取り入れる。そうした展示構成とすることで、観光客がもう一度、宮島を訪れて文化財に触れたいような展示をする。

(2) 収蔵資料の魅力を引き立たせる展示

施設の中核を担う資料については、資料の特性に応じて、その魅力が最も引き立つような手法で展示を行う。また、常時展示することが難しい資料については、レプリカや模型の作成、映像などを通じて紹介する。

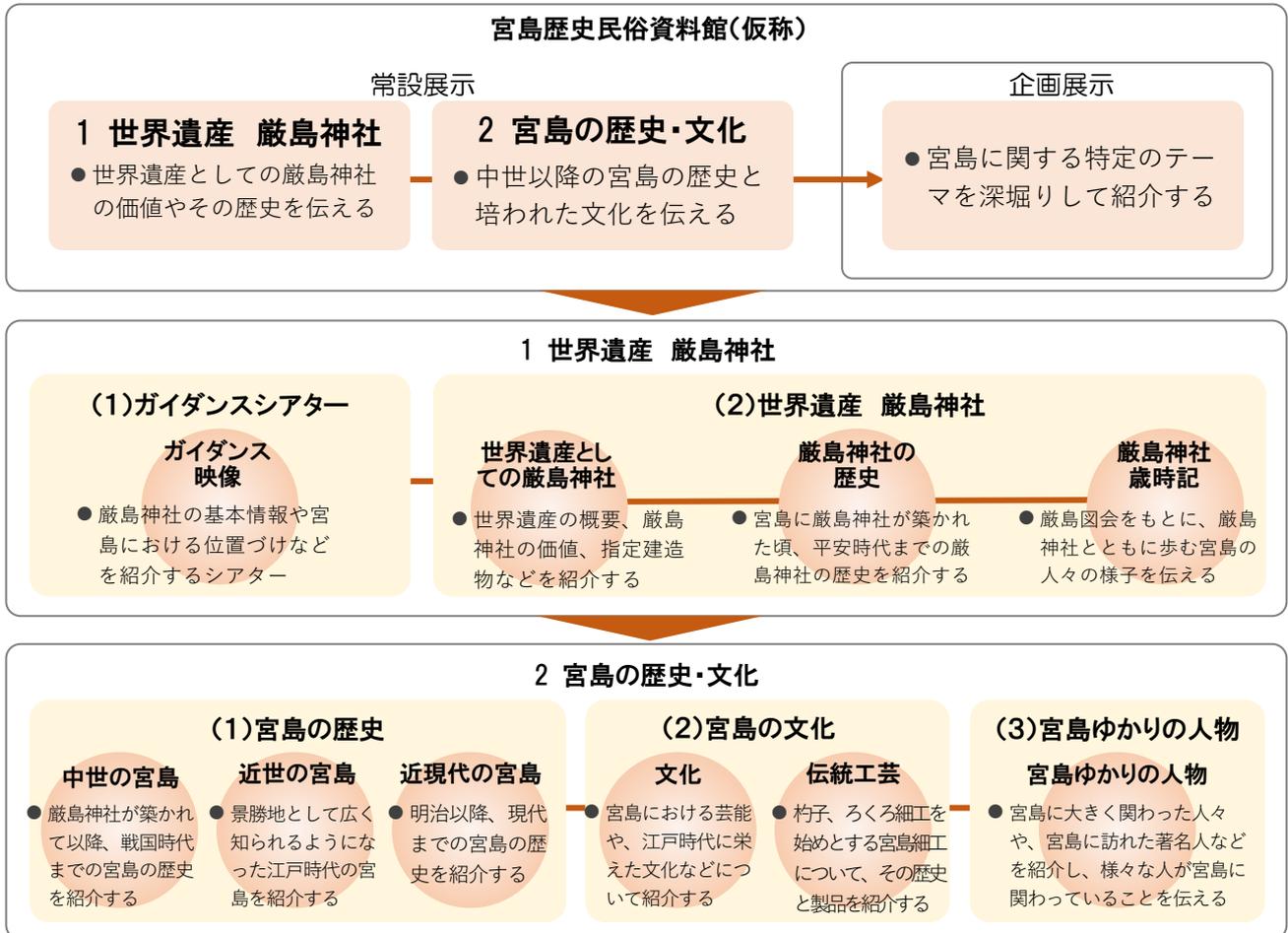
(3) 宮島を多角的な視点から見た展示

主に企画展示において、宮島に関する歴史及び文化に関する内容に加え、宮島で活躍した人々などに関する特定のテーマを深掘りするような展示など、様々なテーマについて、近隣の社寺仏閣や県内・県外の関連施設との連携によって、多角的な視点からとらえた展示を行う。

5.2. 展示構成

展示は大きく、常設展示と企画展示の2つで構成する。

常設展示は「世界遺産 厳島神社」「宮島の歴史・文化」の2つのテーマに分けて展開し、「世界遺産 厳島神社」はより体験要素の強い展示とし、「宮島の歴史・文化」は資料展示を中心としながら体験展示を取り入れ、展開する。



(1) 宮島の歴史

中世の宮島

- 厳島神社が築かれて以降、戦国時代までの宮島の歴史を紹介する

近世の宮島

- 景勝地として広く知られるようになった江戸時代の宮島を紹介する

近現代の宮島

- 明治以降、現代までの宮島の歴史を紹介する

(2) 宮島の文化

文化

- 宮島における芸能や、江戸時代に栄えた文化などについて紹介する

伝統工芸

- 杓子、ろくろ細工を始めとする宮島細工について、その歴史と製品を紹介する

(3) 宮島ゆかりの人物

宮島ゆかりの人物

- 宮島に大きく関わった人々や、宮島を訪れた著名人などを紹介し、様々な人が宮島に関わっていることを伝える

図 5-1 展示構成イメージ

(1) 常設展示

ア 世界遺産 厳島神社

- ・ 厳島神社と宮島の関係性を伝えるガイドンス映像を設け、展示の導入とする。
- ・ 世界文化遺産として登録されている厳島神社について、世界遺産としての価値を紹介する。また、世界遺産の概要についても合わせて紹介を行う。
- ・ 体験、体感性を重視し、デジタルコンテンツを積極的に導入した展示とする。



図 5-2 常設展示イメージ（世界遺産 厳島神社）

イ 宮島の歴史・文化

- ・現在の資料館が収蔵及び展示している資料を中心にしながら、海上社殿造営後（中世以降）の宮島の歴史と文化を紹介する。
- ・海上社殿が造営される平安時代を皮切りに、今日に至るまで宮島がどのような歴史を辿ってきたのか、歴史の中でどのような文化が育まれてきたのかを、時代ごとにテーマを立てながら紹介する。
- ・宮島の伝統工芸については杓子づくりや宮島彫り等の体験プログラムとの連動を意識した展示を行う。



図 5-3 常設展示イメージ（宮島の歴史・文化）



図 5-4 体験プログラムとの連携（杓子づくり体験）

(2) 企画展示

- ・年に数回、テーマを設定して企画展示を行う。
- ・他館から資料を借用して展示することを前提とし、資料に配慮した展示空間とする。
- ・展示内容に応じて空間を自由に使えるよう、可変的な展示空間とする。

第6章 管理運営計画

6.1. 管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営方式の検討

現在、宮島歴史民俗資料館の運営は直営であり、宮島伝統産業会館は宮島細工協同組合が市から委託を受け管理運営を行っている。

廿日市市が設置する公の施設507施設（公用財産、学校を除く）のうち、指定管理者制度を導入している施設は80施設に及ぶが、展示機能を有する施設は1施設のみである。（令和4年度の実績）

全国的に見ると、公立の博物館及び博物館類似施設への指定管理者制度の導入は全体の3割であり、直営方式が7割以上を占めている。

直営方式と指定管理者方式を比較した場合、民間のノウハウを活用して利用者に質の高いサービスを提供できる面においては指定管理者制度に分があり、事業の継続性・安定性の面では直営方式に分がある。いずれを採用するかについては、提供しようとするサービス内容や重要文化財をはじめとする貴重な資料を扱う収集保存事業や調査研究事業は、文化財に精通した職員が永年に渡って継続的・安定的に実施していく性質の事業であり、短期間で運営者が交代する可能性のある管理運営方式とすることには慎重な検討が必要である。

（仮称）宮島ミュージアムは宮島歴史民俗資料館と宮島伝統産業会館がひとつの施設として複合化することから、組織を一体化させ、すべて直営とするのか、あるいは調査研究・収集保管事業の継続性・安定性を確保しつつ、教育普及事業及び交流・サービス事業等、一部の事業において民間のノウハウを取り入れるなどといった組織体制の検討に加え、コスト削減、一貫した施設デザインによる工期短縮を図ることができる官民連携手法を十分に検討し、今後の運営方式を決定していく必要がある。

※文部科学省社会教育調査（令和3年度）より抜粋

区分	博物館		博物館類似施設		合計	
	計	割合	計	割合	計	割合
公立の施設数	808	100.0%	3,574	100.0%	4,382	100.0%
うち指定管理者導入施設数	214	26.5%	1,100	30.8%	1,314	30.0%
地方公共団体	-	0.0%	16	0.4%	16	0.4%
地縁による団体（自治会・町内会等）	-	0.0%	47	1.3%	47	1.1%
一般社団法人・一般財団法人	153	18.9%	498	13.9%	651	14.9%
会社	50	6.1%	264	7.4%	314	7.2%
NPO	5	0.6%	83	2.3%	88	2.0%
その他	6	0.7%	192	5.4%	198	4.5%

表 6-1 全国の公立博物館・博物館類似施設の指定管理者導入施設数と導入割合

方式	概要	長所	短所
直接運営方式	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が自ら管理運営を行う方式。 ・運営や施設の維持管理の一部を民間に業務委託する場合もある。(清掃、警備等、施設の維持管理業務は民間へ委託するが多い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の方針等を運営に直接反映しやすい。 ・自治体内部の連携や、他の公共施設等との連携を図りやすい。 ・事業の安定性、継続性を担保しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事や会計などの行政制度により、柔軟な運営がしにくい場合がある。 ・収入・支出に対するコスト意識が働きにくい。 ・市民ニーズや社会状況に応じて変化する事業内容に合った人材の確保が難しい。
指定管理者方式	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の維持管理・運営を自治体の指定する法人、その他の団体が一定期間実施する制度。 ・単独の事業者による場合のほか、複数事業者によるコンソーシアム(企業連合、資金連合等)も参加が可能。 ・公の施設の設置・管理については自治体の条例で定める必要がある。 ・指定管理者の指定には、議会の議決が必要。 ・指定管理期間は一般的に3～5年が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等の専門性やノウハウ、柔軟性を活かした事業展開、サービス向上を図ることができる。 ・民間事業者等の経営ノウハウにより、事業の効率化が期待できる。 ・集客の見込める施設では、インセンティブを付与することで導入効果が期待できる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の公募、選定手続き等、自治体側の負担が増える。 ・運営を委任するため、事業のノウハウが自治体内に蓄積されにくい。 ・利益を優先し、利用者サービスがおろそかにされる可能性がある。 ・指定管理者が交代した場合、事業の継続性・安定性が確保されない場合がある。

表 6-2 直接運営方式と指定管理者方式の比較

(2) 組織体制の考え方

資料の収集・保存、調査研究を行い、展示等を通じてその成果を公開しながら、宮島の歴史・文化の魅力と価値、及びこの価値を守り伝えてきた人々の「島をいつくしむ想い」を次世代へと引き継ぐという施設の性格から、組織には安定性と持続性が求められる。

また、宮島に関する歴史・文化の正しい知識を伝えるため、職員には学術的な専門性及び、それらをわかりやすく伝える能力が必要となる。

宮島歴史民俗資料館と宮島伝統産業会館が一体することから、双方の事業をスムーズに行うことができるよう、組織間の連携について十分に検討した上での組織体制を検討することが重要である。

6.2. 施設利用条件

(1) 開館時間・休館日

観光客や市民の利便性を重視しつつ、市内や他都市の博物館施設の事例も参考としながら、開館時間及び休館日の設定を行う。

現在、宮島歴史民俗資料館、宮島伝統産業会館ともに毎週月曜日を定休日とし、宮島歴史民俗資料館は年末（12月26日～31日）、宮島伝統産業会館は年末年始（12月29日～1月3日）を休館日として設定している。

また開館時間については、現在、宮島歴史民俗資料館が9:00～17:00（16:30最終入館）、宮島伝統産業会館が8:30～17:00と設定している。

これら現状の設定も踏まえつつ、適切なあり方について、引き続き検討を行うことが必要である。

(2) 入館料

宮島歴史民俗資料館の現在の入館料や市内及び他都市の博物館等施設の入館料の設定状況、施設整備費及び管理運営費に基づいた受益者負担の観点などを踏まえ、入館料を決定する。団体や児童・生徒、高齢者等については、引き続き低廉な金額での入館料設定を行う。

現在、宮島歴史民俗資料館の入館料は企画展開催時、常設展のみ開催時、どちらの場合も一律での料金設定となっている。しかし(仮称)宮島ミュージアムにおいては、新たに企画展示室が設けられることから、企画展開催時は展示の規模や内容に応じた特別料金の設定を行う。

また、宮島伝統産業会館が実施している各種体験について、現在は事前予約制とし、体験ごとに費用設定を行っている。これらの現状の設定も踏まえつつ、予約制度や料金設定の適切なあり方について、引き続き検討を行うことが必要である。

第7章 事業推進計画

7.1. 整備スケジュール

令和9(2027)年秋の開館を目標に、建築及び展示に係る整備を進める。

施設整備と並行して組織編制を行うとともに、イベントなどを始めとする広報活動を行い、開館前から施設をアピールすることも重要である。

実施年度	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年		令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年
整備段階	基本計画	事業手法検討	業者選定・契約・設計		工事		運営
			基本設計	実施設計	工事	開館準備	
案	基本計画	事業手法検討	開館前広報など準備				開館
	事前与件案作成		各種認可・建築設計		建築工事	枯らし期間	
			調整		調整		運営
			展示設計		展示製作	現場設置 試運転	

表 7-1 整備スケジュール

7.2. 目標入館者数

(仮称)宮島ミュージアムの目標入館者数は、コロナ禍前のそれぞれの施設の入館者数(宮島歴史民俗資料館約2万人、宮島伝統産業会館約4万人、計6万人)をベースとして、現在低調である若年層や教育旅行に対する取り組みを強化することによる入館者数の増加を見込み、15万人と設定する。

7.3. 概算事業費

(仮称)宮島ミュージアムの整備に要する概算事業費については、施設規模や導入機能等を考慮し、建築設計・工事・監理費、展示設計・製作費で約30億円と設定する。なお使用する土地によっては、この金額に別途用地関連費等が追加されることとなる。

今後、建築及び展示設計を行う中でさらに事業費の精査を進めるが、島しょ部であるという宮島の地理的特性も踏まえた検討を行うことが重要である。

7.4. 整備手法の検討

令和9(2027)年の開館を目指して整備を進めるにあたっては、それを実現するための効率のよい整備手法の検討が必要となる。

整備の手法としては主に、市が設計・施工を分離してそれぞれ発注する従来方式、建築・展示の設計施工を一括で発注するDB方式、建築・展示の設計施工に加え、維持管理・運営までを民間事業者に一括で委託するDBO方式、建築・展示の設計施工、維持管理・運営に加え、資金調達までを民間事業者に一括で委託するPFI方式の4つが挙げられる。

従来方式、DB方式の場合は維持管理・運営の方式は別途検討となるが、DBO方式、PFI方式の場合は維持管理・運営までが一括で含まれるため、維持管理・運営の方式についても事前に検討しておく必要がある。

また、整備手法の検討にあたっては、それぞれのスキームの概要や特徴を踏まえ、適切な方式を選択することが重要となる。

方式	従来方式	DB方式（設計施工一括） ※維持管理・運営業務を一括委託する場合	DBO方式 （Design-Build-Operation、公設民営）	PFI方式 （コンセッション、BOO、BOT、BTO）
事業者との契約形態				
締結する契約	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務委託契約 建設工事請負契約 維持管理・運営業務委託契約 	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事請負契約（設計施工一括発注） 維持管理・運営業務委託契約 	<ul style="list-style-type: none"> 基本契約 設計・建設請負契約（設計施工一括契約） 維持管理・運営業務委託契約（長期契約） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業契約
特徴	施設整備は仕様発注で設計、建設会社に発注。維持管理・運営は指定管理者契約（複数年契約）、もしくは運営は維持管理業務委託契約により維持管理企業へ仕様発注し単年度契約を行う。	施設整備は性能発注で建設業者へ発注。維持管理・運営は性能発注で維持管理企業へ発注する（複数年契約）。維持管理・運営業務は指定管理者契約を行う他、一部業務のみ委託する場合もある。	設計・建設、維持管理・運営（長期契約）を民間事業者に一括で委託する。民間事業者（落札グループ）と基本契約を締結した後、設計・建設請負契約、維持管理・運営業務委託契約をそれぞれ落札グループ下の民間事業者と契約する。資金調達はすべて公共が行う。	設計・建設、維持管理・運営（長期契約）、資金調達を民間事業者（SPC）に一括で委託する。資金調達は民間事業者が行う。
施設所有権	公共	公共	公共	民間（BOT方式の場合） 公共（BTO方式の場合）
事例	<ul style="list-style-type: none"> 国立アイヌ民族博物館（発注者：文化庁） 岐阜関ヶ原古戦場記念館（発注者：岐阜県） 	<ul style="list-style-type: none"> 岩槻人形博物館（発注者：さいたま市） 品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」（発注者：品川区） 	<ul style="list-style-type: none"> 水木しげる記念館（発注者：境港市） 	<ul style="list-style-type: none"> お茶と宇治のまち歴史公園 茶づな（発注者：宇治市） 海上自衛隊呉史料館 てつのかじら館（発注者：海上自衛隊）
備考	—	—	—	BOT方式：民間事業者が施設等を建設し、維持管理・運営を行い、事業終了後に公共施設等の管理者に施設所有権を移転する事業方式 BTO方式：民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う事業方式

表 7-3 整備手法の例

7.5. 現資料館利活用計画

(1) 現資料館利活用についての考え方

新施設を西大西市有地に移転新築するにあたっては、現資料館をどのように活用するかを合わせて検討する必要がある。

現在の資料館を構成する4棟のうち、一部が重要伝統的建造物として指定されていることから、再整備にあたっては保存修理を含めた検討が必要である。

跡地活用については整備手法、事業内容ともに方向性が多岐に亘ることから、本計画においては方向性の整理に留め、今後、整備手法なども踏まえながら適切な施設のあり方を検討する。

(2) 現資料館利活用の方向性

跡地活用を行うにあたり、整備する施設の性格は大きく「公共施設」、「商業施設」に分けられ、それらの複合型である「複合施設」を加えた3種類となると考えられる。

「公共施設」として整備する場合、文化財として保存・展示公開を行う他、伝統建造物群保存地区に位置することを活かしたまちづくり拠点施設、観光情報センター、市民が利用しやすい公民館とする等の方向性が考えられる。

「商業施設」として整備する場合は、古民家としての性格を活かした宿泊施設、飲食・物販施設、ウェディング関連施設とする等の方向性が考えられる。

跡地活用の検討にあたっては、まずこれらの大きな方針を決定した上で、適切な整備手法を検討する必要がある。

整備手法については(仮称)宮島ミュージアム同様、それぞれの手法のメリット、デメリット等も考慮に入れた上で、適切な手法を選定することが望まれる。

施設の性格	<p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存公開 ・まちづくり拠点施設 ・観光情報センター ・公民館 など <p>複合施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設 ・飲食、物販施設 ・ウェディング関連施設 など <p>商業施設</p>			
公共性担保の 確実性	高	←	→	低
民間活力導入 の必要性	低	←	→	高
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備、管理運営、維持管理ともに公共が実施（管理運営の一部を委託する場合を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備は公共、管理運営・維持管理は民間 ・公共と民間が分担して施設整備、管理運営、維持管理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間が主体となって施設整備、管理運営、維持管理を実施 	
導入可能性が 想定される 整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・従来方式（指定管理者制度含む） ・DB方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来方式（指定管理者制度含む） ・DBO方式 ・PFI方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期借地方式 等 	

図 7-4 跡地活用にあたっての施設性格・整備手法の検討

7.6. 今後の検討課題

基本計画以降の検討にあたっては、想定する整備スケジュールを踏まえた上で、適切な整備手法を検討する必要がある。

新施設は宮島歴史民俗資料館と宮島伝統産業会館の複合施設となることから、名称についても新たな名称を設定することが望ましい。(本文中では仮に(仮称)宮島ミュージアムと設定)

また、新施設では民俗関連の展示が現状よりも縮小されることから、現資料館に残る資料、主に民具について、持続可能な収集と保存のあり方を検討する必要がある。

今後の検討に向けた収集保存方針の例として、

- ①収集方針等基準を定める(除籍規程)
- ②整理(除籍)の対象とする資料を選定する
- ③地域住民・寄贈者等の納得を得る(お別れ展示等)
- ④寄贈者、公共機関等での利活用を踏まえた譲渡を検討する

等の方針が考えられることから、今後の検討においてはこれらの方針を踏まえ、さらに詳細な検討を進めていくことが必要であると考えられる。

また、本検討とは別に、民間参入の可能性を視野に、周辺施設との連携や周辺公共施設・公共空地の活用などによる集客性の向上、滞在時間の延長等、島内西地区の観光機能の強化、魅力増進についての検討も必要であることを付しておく。